

# 岡山県税制懇話会報告書（案）

— おかやま森づくり県民税に関する検討 —

平成25年10月

岡山県税制懇話会

## はじめに

おかやま森づくり県民税は、地方分権一括法の施行に伴い、平成12年4月から都道府県・市町村の課税自主権が拡大されたことを受け、岡山県税制懇話会において調査研究を行い、その報告を踏まえ本県独自の税制として平成16年4月に導入されたものである。

本税は、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、すべての県民に薄く広く負担を求め、それを財源とした森林保全事業を実施することにより、県民一体となって森林の維持保全に取り組むことを目的としており、岡山県では、その税収を活用して「水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」に取り組んできた。

課税期間は5年間とされ、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するとされたことから、平成20年度に当懇話会において税制度や事業効果等を検証した結果、税を継続すべきこと及び取り組むべき新たな施策について知事に報告を行った。

このたび、再び見直し時期を迎え、森林・林業の現状と課題や県民税の事業効果を検証し、今後における税の必要性、使途事業の方向性、税制度のあり方等について検討を行った。

本税の導入から10年目を迎えた現在、33県において森林保全を目的とする同種の税制度が導入されており、本県の先進的な取組が全国に広く波及するところとなっている。

この間、岡山県では、本税を活用した各種事業の実施により、著しく間伐が遅れた森林の解消、風倒木被害地の早期復旧、若い担い手の育成、森林ボランティア活動の活発化など様々な成果が得られたところである。さらに、今後においても森林の公益的機能を維持していくためには、これまでの事業に改善を加えながら継続的に実施していくとともに、再造林や県産材の需要拡大等により林業経営の持続を図っていくことや里山林の整備など安全で快適な森林環境の創出といった新たな課題にも取り組むことが必要である。

また、この税がすべての県民・事業者負担を求めるものであることから、税の使途事業の成果、森林の公益的機能の重要性、森林・林業の現状や役割等について、税の仕組みとともに県民の理解が進むよう一層の工夫が必要である。

この報告を契機として、すべての県民・事業者が、本県の森林を取り巻く状況や地方税制度を自らの地域の問題として捉え理解を深めることとなり、それによって、世代を超えて受け継がれてきた森林から受ける様々な恩恵が県民共有の財産として、より良い姿で将来を担う次の世代へと引き継がれていくことを強く期待するものである。

# 目 次

頁

第1	「おかやま森づくり県民税」の税制度及び税収等の状況	1
第2	「おかやま森づくり県民税」事業の実績（平成21年度～平成24年度）	4
第3	「おかやま森づくり県民税」事業の導入効果（平成16年度～平成25年度）	7
第4	岡山県の森林・林業の現状と課題	14
第5	「おかやま森づくり県民税」の必要性	21
第6	使途事業の方向性	25
第7	税制度のあり方	30
第8	基金のあり方	32

## 【資料編】

○	岡山県税制懇話会設置要綱	35
○	岡山県税制懇話会委員名簿	36
○	森林の保全に係る県民税の特例に関する条例	37
○	岡山県おかやま森づくり県民基金条例	39
○	おかやま森づくり県民税導入・見直しの経緯	40
○	岡山県税制懇話会審議経過	41
○	森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況	42
○	他県の使途事業の状況	43
○	おかやま森づくり県民税充当事業の実績と成果（平成21年度～平成24年度）	44
○	「おかやま森づくり県民税」事業（平成25年度）計画	79

## 第1 「おかやま森づくり県民税」の税制度及び税収等の状況

おかやま森づくり県民税は、森林保全を目的とする税制度であるが、課税方式として県民税均等割超過課税を採用したことから、毎年安定した税収が得られる一方で、税の性格が普通税であることから、税収の用途を限定するため、一旦基金に積み立てた上で森林保全に係る事業に充当する仕組みとなっている。

今回の見直しに当たり、税制度の創設時及び前回の見直し時の検討経緯、導入後の税収等の推移、全国の状況など税制を取り巻く状況変化について整理した。

### 1 税制度

#### (1) 課税方式

##### ・県民税均等割（普通税）の超過課税

おかやま森づくり県民税を創設するに当たっては、①水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討したが、薄く広く県民に負担を求めていくという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制することが可能となることを高く評価して、②県民税均等割超過課税方式（普通税）とすることが最も妥当であると提言した。これを受けて、都道府県としては高知県に次いで全国で2番目に同方式による税制度が平成16年度から導入された。また、平成20年度の見直しにおいても、課税方式を変更する必要はないと提言した。

導入から9年経過した現時点においては、森林整備を目的とする都道府県の独自税制として県民税の超過課税を行っている県が33あり、このうち31県が岡山県と同様の方式（個人は定額、法人は均等割額に対する割合）を採用している。さらに、平成26年度から2県が同様の方式を採用する予定であり、本県の課税方式は全国的に普遍性のあるものとなっている（参照：資料編 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況）。

#### (2) 税率

個人 ・ 500円／年

法人 ・ 均等割額の5%相当額

##### 【法人の資本金等別の税率】

資本金等の金額の区分	標準税率(年額)	おかやま森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

森づくり県民税の創設時においては、全体の税収規模、当初案の水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、森林の状況等を考慮して検討した結果、個人については超過額を定額の500円、法人については超過税率を均等割額の5%が適当とした。また、平成20年度の見直しにおいても、当該税率を変更する必要はないとした。

現時点においては、森林の保全を政策目的とする超過課税を行っている33県のうち、岡山県と同様に、個人については500円、法人については均等割額の5%を税率としている県が18あり、全国的にみると本県の税率は標準的なものとなっている。

### (3) 課税期間

#### ・ 5年間

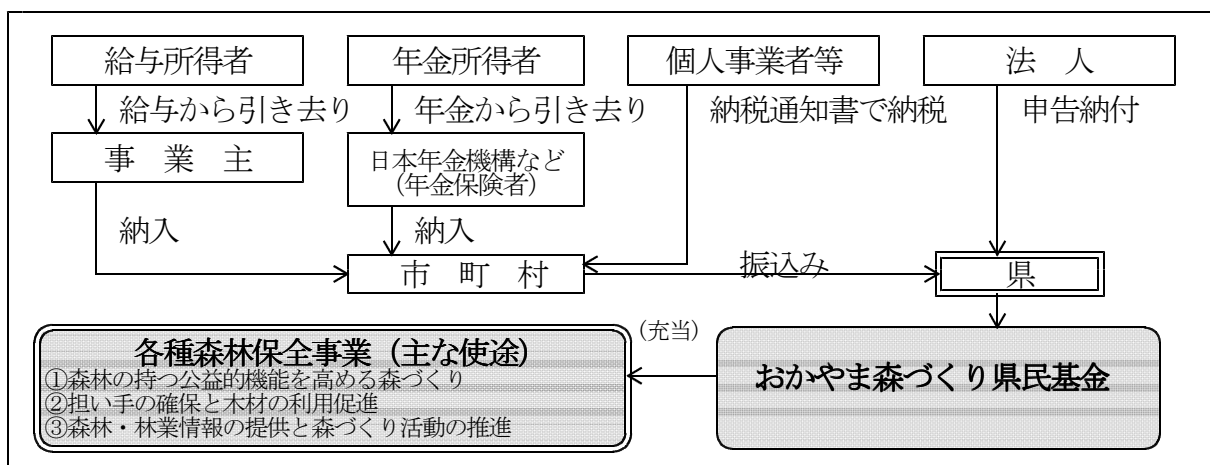
超過課税は一定の政策目的を達成するために必要な場合に県民に負担を求める手段とされていることから、一定の課税期間を定める必要があると考えられる。このため、森づくり県民税の創設に当たっては、超過課税の実施期間を5年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するよう提言し、超過課税の実施を定めた特例条例の施行期間は5年間とされた。

また、平成20年度の見直しにおいては、導入後の事業実績や、当時の社会情勢も踏まえて用途の検討を行い、その中で、最も主要な施策である間伐事業の実施期間を一つの目安として課税を行うべきであるとした。その上で、間伐事業が「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画」を基に実施されるものであることを踏まえ、課税期間を前回と同様の5年間とすることが適当と提言し、さらに5年間延長された。

### (4) 納税義務者

- ・ 県内に住所等を有する個人
- ・ 県内に事務所・事業所等を有する法人

### (5) 仕組み



## 2 税収の推移

森づくり県民税の税収は、個人県民税について非課税措置が縮小されたことや法人県民税について課税期間内に事業年度が始まる対象法人が増加したことにより導入当初から年を追って徐々に増収となっていたが、それらの影響がなくなった平成19年度以降は概ね横ばいで推移している。

(単位：千円)

年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
税収	個人	331,722	362,955	424,786	447,720	449,183	450,427	439,892	443,103	445,565	445,047
	法人	19,872	108,694	115,418	116,016	115,777	111,795	113,722	113,745	113,022	112,717
	計	351,594	471,649	540,204	563,736	564,960	562,222	553,614	556,848	558,587	557,764
前年度比		—	134.10%	114.50%	104.40%	100.20%	99.50%	98.50%	100.60%	100.30%	99.90%

(注) 決算額ベースである。ただし、平成24年度は決算見込額、平成25年度は当初予算額である。

## 3 基金積立額等の推移

超過課税により得られた税収は、森林の保全に要する費用に限定して充てることを明らかにすることを目的として、税収を一旦「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当されている。

(単位：千円)

区分	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
基金積立額		309,131	445,595	507,827	547,725	573,452	561,285	585,222	560,170	540,752	556,442
事業充当額		271,002	411,639	507,885	532,410	517,070	520,793	490,834	552,310	592,450	694,631
基金残高		38,129	72,113	72,447	88,795	146,404	187,380	282,224	290,670	239,562	101,733

(注) 決算額ベースである。ただし、平成24年度は決算見込額、平成25年度は当初予算額である。

## 第2 「おかやま森づくり県民税」事業の実績（平成21年度～平成24年度）

森づくり県民税を財源とする施策については、岡山県税制懇話会の提言（平成15年10月）により、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として推進されてきた。

平成20年度に開催された前回の岡山県税制懇話会では、超過課税の継続の必要性をはじめ、使途事業の方向性等について検討を重ね、それまでの事業の成果や現状にかんがみ、21年度以降5年間についても、引き続き3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施することが適当とした。

また、新たに、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域提案型事業などに取り組むよう提言したところであり、この趣旨に即して、平成21年度から24年度までの4か年間で、以下の森林保全事業が実施されている。

### I 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (1,585,160千円)

#### 1 健全な人工林の整備 (1,267,950千円)

健全で活力ある森林を育成するため、間伐の実施、作業道の開設、間伐材の搬出などに対する支援を行っている。

・奥地林等の間伐	12,229 ha
・森づくり作業道の開設、補修	189,658 m
・スギ間伐材の搬出	32,185 m <sup>3</sup>



間伐作業

#### 2 多様な森づくり (317,210千円)

松くい虫等被害林、荒廃した里山林の再生を図るとともに、市町村の提案による地域の実情・課題に対応した森林保全の取組に対する支援を行っている。

・松くい虫被害林の再生	
被害林整備	378 ha
伐倒・薬剤処理	6,030 m <sup>3</sup>
危険木の除去	9,973 m <sup>3</sup>
・ナラ枯れ被害拡大防止	
広葉樹利用促進	986 m <sup>3</sup>
・荒廃した里山林の再生	6 ha



松くい虫被害木の処理

・市町村提案型森づくり事業

松くい虫被害木の除去	2,298 m <sup>3</sup>
松くい虫被害の予防(樹幹注入等)	7,395 本
間伐用林業機械の導入	15 台
林地残材の搬出	8,278 t
市民参加による森づくり活動	65 団体



市民による里山林の下刈り

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 (484,126千円)

1 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成 (165,451千円)

森林の整備を適正かつ持続的に推進するため、林業に必要な知識や技能を有する人材を育成するとともに、作業の安全性を確保するための装備等の導入に対する支援を行っている。

- ・新規就業者の現場研修経費の助成 76 事業体 ( 305人)
- ・新規就業者の研修の場の提供 86 箇所 ( 692ha)
- ・安全作業のための装備、器具の助成 70 事業体 (1,161人)



新規就業者の現場研修

2 木材の利用促進 (318,675千円)

森林の適正な整備や地球温暖化防止に貢献するため、公共施設等における県産材・木質バイオマスの幅広い利活用を促進している。

- ・公共施設の内外装木質化等の助成 115件(307m<sup>3</sup>)
- ・小学校への学習机・椅子の導入 152校(4,148組:96m<sup>3</sup>)
- ・県産木製品、木質バイオマス燃料等の展示PR 2 回
- ・公共建築物の木造化計画作成の助成 6 件
- ・県産材製品の販路拡大を支援 1 団体
- ・未利用木質系バイオマスの利活用研究・開発を支援 26 件
- ・高校生提案によるUDに配慮した学校の居室整備 4 校(30m<sup>3</sup>)



県産材製の机・椅子の導入

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 (87,099千円)

1 県民への情報提供等 (22,994千円)

森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税を活用した取組などについて、県民に情報を発信している。



・ 森林・林業を考えるシンポジウムの開催	2 回
・ 新聞による広報	12 回
・ パンフレット、チラシの配布	101,500 部
・ 街頭での広報活動	97 回
・ 地域で開催されるイベントでのPR	28 回



街頭でのPR

## 2 森づくりのための人材養成及び県民の直接参加による森づくり (64,106千円)

森林ボランティア等の人材養成、森林活動体験行事の開催、森づくりサポートセンター設置、企業等による森づくりなど、県民参加の森づくり活動を推進している。

・ 森づくり指導者の養成	214 人
・ 植樹、保育のつどい等の開催支援	327回 15,136 人
・ 森づくりサポートセンターの設立支援	1 団体
・ 企業と市町村との森林保全協定の締結	10 企業・団体
・ 二酸化炭素森林吸収評価認証書の交付	18 企業・団体
・ みどりの大会の開催	4 回 1,900人



保育のつどい

県民税充当額合計 2,156,385千円

### 第3 「おかやま森づくり県民税」事業の導入効果（平成16年度～平成25年度）

おかやま森づくり県民税が導入された平成16年度から10年が経過することとなるため、主な事業について、これまでの10年間の実績について、数量的、質的に検証・評価を行った。なお、10年間の事業のうち、平成25年度分は計画量で積算している。

#### 1 森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

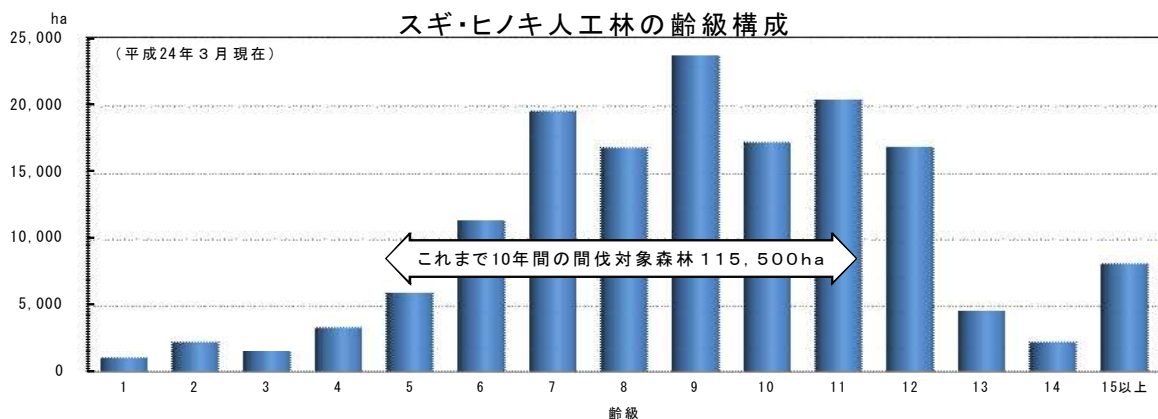
##### (1) 健全な人工林の整備

###### ア 間伐の促進

間伐は、森林を整備する上で最も重要な課題となっており、著しく間伐が遅れている奥地林や放置林などの間伐を促進するとともに、収入のない切捨間伐に限定して、国の造林補助事業に県民税を充当し、間伐を加速化している。

スギ・ヒノキ人工林の齢級別構成をみると、これまでの10年間の間伐対象森林面積は5齢級から11齢級までの115,500haであった。県では5年ごとに間伐計画を作成し、緊急に間伐が必要な森林に対する間伐を進めてきており、平成16年度から25年度まで10年間の間伐計画面積65,950haに対する間伐実施面積は67,356haと目標が達成されている。このうち、県民税を活用して、全体の31%に相当する21,130haを実施している。

県民税事業により、著しく間伐が遅れた森林を解消し、国庫補助と連携して間伐を加速化することによって、公益的機能の早期回復を図ることができたものと評価する。



・奥地林等の切捨間伐	7,508ha	
・管理放棄地の切捨間伐	3,420ha	
・造林補助事業（切捨間伐のみ県民税を充当）	10,202ha	計 21,130ha

**【評価】**

- 著しく間伐が遅れた森林を解消
- 国庫補助と連携して間伐を加速化し、公益的機能の早期回復を促進

**イ 風倒木被害地の復旧**

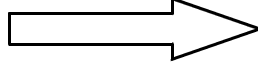
平成16年台風第23号による風倒木被害地の復旧についても県民税が活用された。被害面積5,483haのうち、国の森林災害復旧事業と連携して2,271haの被害木整理や跡地造林を実施したほか、風倒木危険箇所66haについて、二次災害防止施業を実施している。

県民税事業により、風倒木被害地の早期復旧が図られ、豪雨等による風倒木の流出に伴う二次災害を未然に防止することができたものと評価する。



発生直後（公益的機能が一気に低下）

風倒木の片付け  
広葉樹の植栽



整備完了後（公益的機能の発揮に期待）

**【評価】**

- 風倒木被害地の早期復旧を実現
- 豪雨等による風倒木流出に伴う二次災害を未然防止

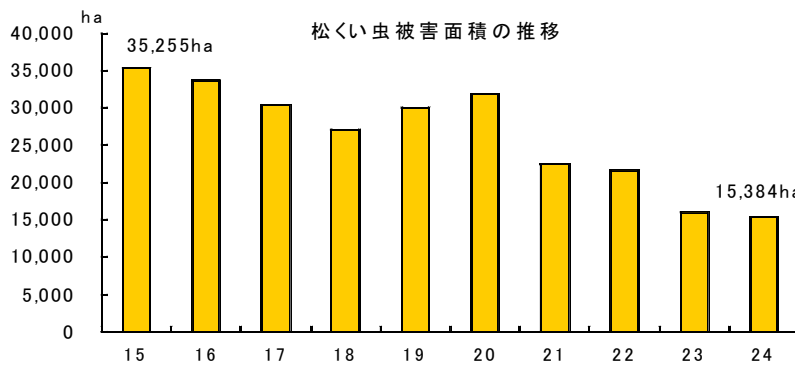
**(2) 多様な森づくり（松くい虫被害林の再生）**

松くい虫の被害を受けた森林では、枯損したマツが放置されるケースが多く、林内への立ち入りが難しいばかりか、高木性の樹木の再生が遅れている。このため、県民税を活用して、集落周辺の松くい虫被害地を中心に、立ち枯れた被害木等を伐倒・整理し、不用木を除去することにより、林内の安全の確保や、広葉樹等への更新を促進させるとともに、道路沿いや人家裏で倒木の危険性がある松くい虫被害木を除去し、危険箇所を解消している。

平成24年度の松くい虫被害面積は約15千haであるが、このうち478haの整備を行い、道路沿い等の被害木、危険木を約2万m<sup>3</sup>、約100千本を除去している。

県民税事業により、松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生し、危険木の除去等によって、地域住民の安全を確保することができたものと評価する。

- ・松くい虫被害林の整備 478ha
- ・松くい虫被害木、危険木の除去 20,834m<sup>3</sup>



道路沿線の危険な被害木

【評価】

- 松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生
- 人家裏等での松くい虫被害木除去による地域住民の安全性を確保

2 担い手の確保と木材の利用促進

(1) 担い手の確保

県内の森林整備を担う認定事業者が行う、現場研修や就労環境改善を支援し、新規就業者の定着を促進するとともに、林業に必要な専門的知識・技能を有する優秀な人材を育成するための専門研修を実施している。

新規就業者の現場研修経費の助成を184人に行い、安全作業装備・器具等の助成を延べ93事業者、1,229人に行っている。また、優れた知識と技能を有する林業作業士を32人養成している。

こうした取組により、認定事業者における39歳以下の若い担い手の割合が、平成15年度の18%から24年度には37%にまで増加している。

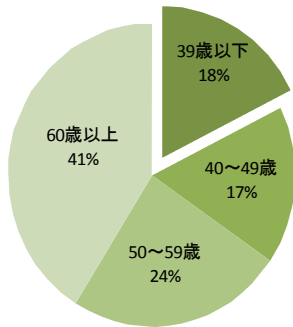
また、県内の高性能林業機械の導入台数は、15年度の61台から23年度149台へと飛躍的に増加しており、これらの機械を操作できる高度な技術者を育成している。

県民税事業により、これまでの10年間に支援した184人のうち、100人が現在でも担い手として活躍していることを評価する。

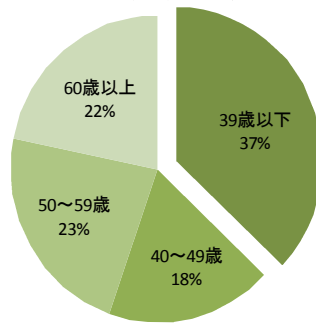
- ・ 新規就業者の現場研修経費の助成                    実 184人 (延べ626人 延べ166事業体)
- ・ 安全作業装備・器具等の導入支援                延べ 93事業体 (延べ1,229人)
- ・ 知識と技能を有する林業作業士の養成        実 32人

認定事業体雇用者の年齢構成の推移

平成15年度(雇用者数503名)



平成24年度(雇用者数484名)



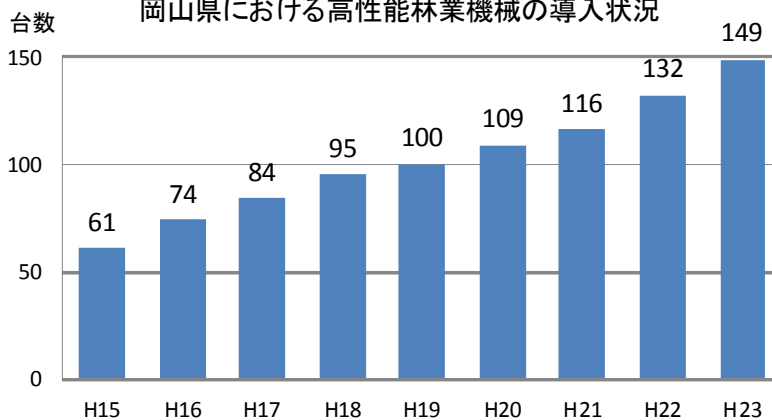
現場研修

※ 39歳以下の割合が18%から37%に増加

【認定事業体】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化についての計画を作成し、知事の認定を受けた林業事業体(平成24年度末現在 37事業体)。

岡山県における高性能林業機械の導入状況



高性能林業機械の操作技能研修

【評価】

- 若い担い手の割合が増加
- これまで10年間に支援した184人のうち100人(54%)が担い手として活躍

## (2) 木材の利用促進

多くの県民が利用する公共施設や学校、福祉施設等における内外装の木質化や、木製用具の導入などを支援し、県産材の需要を拡大に努めるとともに、整備した施設の利用者4万6千人（アンケート調査結果）に対し、県産材を使った快適な生活環境を提供している。

県産材製のベンチを270箇所を設置し、多くの県民が利用する公共施設や福祉施設等の床壁等の整備を155箇所で行うなど、合計486箇所の公共施設等における県産材利用を支援しているほか、192校の小学校に対し、5,148組の県産材製の学習机・椅子を導入している。

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ・ 県産材製ベンチの設置              | 270箇所 |
| ・ 県産材を使用したまちづくりへの支援       | 46箇所  |
| ・ 県産材による公共施設や福祉施設等の床壁等の整備 | 155箇所 |
| ・ 高校生の提案による県産材を利用した居室整備   | 15箇所  |

### 【公共施設等（486箇所）の内訳】

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ・ 公共施設、文教施設（学校、保育園等）   | 412施設       |
| ・ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）   | 21施設        |
| ・ 集会コミュニティ施設（集会所、公民館等） | 12施設        |
| ・ 観光レクリエーション施設（公園等）    | 21施設        |
| ・ その他（商店街等）            | 20施設        |
| ・ 小学校への県産材製学習机・椅子の導入   | 192校 5,148組 |
| ・ 治山事業等公共事業への活用        | 67箇所        |



県産材製ベンチの設置



県産材製の机・椅子

県産木材利用量 計 1,978<sup>m</sup>

平成21年度から24年度に施設整備を行った事業主体へのアンケート調査結果では「木の温かみやぬくもりが感じられる」、「施設全体のイメージが良くなった」などの意見が多く寄せられ、全体の96%が「木材の利用を広く薦めたい」と回答している。

### ○県産材による整備施設へのアンケート調査結果

（※H21～24における整備施設（89施設）を対象に調査、回答施設 68施設）

#### 【利用者の感想】

- ・ 木の香りが自然で、心が癒される。
- ・ 落ち着いた雰囲気、ゆったりとした気持ちで過ごせる。
- ・ 部屋が明るくなったようで、気分も明るくなる。施設利用者の笑顔が多くなった。
- ・ 小さな子どもを連れてくるのに、居心地が良くのんびりできる。
- ・ 評判がとても良く、施設の見学に来られた方もほめてくれる。

※全体の96%が「木材の利用を広く薦めたい」と回答（別設問）

県民税事業により、間伐材約6万6千本に相当する約2千m<sup>3</sup>の県産木材製品が利用され、民間への波及効果が期待されること、森林・林業の大切さや木材利用の良さを4万6千人にPRできたことを評価する。

なお、平成24年都道府県別木材統計では、岡山県のヒノキ素材生産量が日本一になっている。

**【評価】**

- 間伐材約6万6千本に相当する県産木材製品(1,978m<sup>3</sup>)を利用  
民間への波及効果を期待
- 森林・林業の大切さや、木材利用の良さを4万6千人にPR
- ヒノキの素材生産量日本一の実現(19.9万m<sup>3</sup>/H24 都道府県別木材統計)

**3 森林・林業に関する情報提供と森づくり活動の推進**

**(1) 県民への情報提供等**

森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税を活用した取組等について、新聞による広報を56回、街頭での広報活動を221回実施するなど、様々な広報活動によって、県民に情報を発信している。

・新聞による広報	56回
・街頭での広報活動	221回
・シンポジウムの開催	4回(参加者1,171人)



街頭でのPR

**(2) 森づくりのための人材養成、県民参加の森づくり**

森林ボランティアグループや地域住民、企業等による森づくり活動への支援、森づくり指導者の育成を通じて、県民参加による森づくりを推進している。保育のつどい等の行事をこの10年間で859回実施し、延べ約4万9千人の県民等が参加した。平成24年度には「おかやま森づくりサポートセンター」が森林ボランティア団体によって設立されている。

県民税事業により、県民や企業等による自主的な森林ボランティア活動が各地域で活発化しており、県民参加の森づくりを通じて、森林・林業の大切さなどへの理解を醸成することができたと評価する。

・森づくり指導者の育成	延べ388人
・保育のつどい等の開催	859回(延べ49,161人)
・企業と市町村等との森林保全協定締結	18企業・団体
・森づくりサポートセンターの設立支援	1団体



保育のつどい

**【評価】**

- 県民や企業等による自主的な森林ボランティア活動が各地域で活発化
- 県民参加の森づくりを通じて、森林や林業の大切さなどの理解を醸成

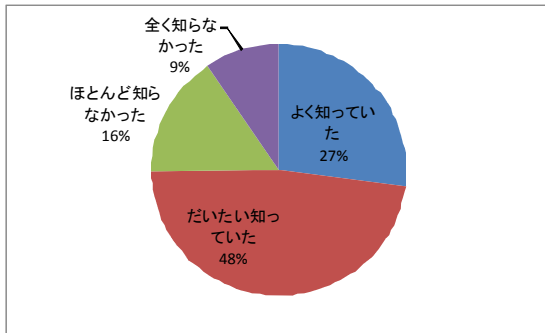
なお、平成24年8月に開催された「森林・林業を考えるシンポジウム」の参加者を対象としたアンケート調査結果によると、比較的、森林・林業に関心の高い参加者であっても、25%の方が森づくり県民税の用途をよく知らないと回答しており、より一層の周知が必要と考えられる。

また、森づくり県民税の継続については、全体の91%の方が賛成している。

◆森林の現状や森づくり県民税に関するアンケート調査

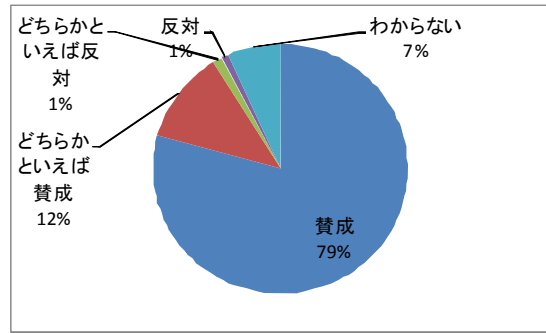
「森林・林業を考えるシンポジウム（平成24年8月開催）」参加者を対象として、森林の現状や森づくり県民税に関するアンケート調査を次のとおり実施しました。（対象者600人うち回答者251人）。

森づくり県民税の用途について



全体の25%（県南29%、県北16%）が県民税の用途についてよく知らなかった

森づくり県民税の継続について



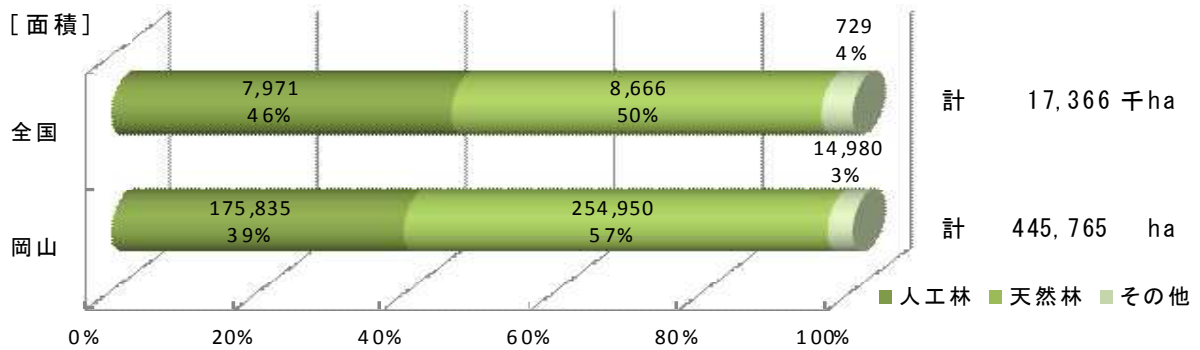
全体の91%（県南89%、県北95%）が継続に賛成していた





### (3) 民有林における人工林・天然林別面積

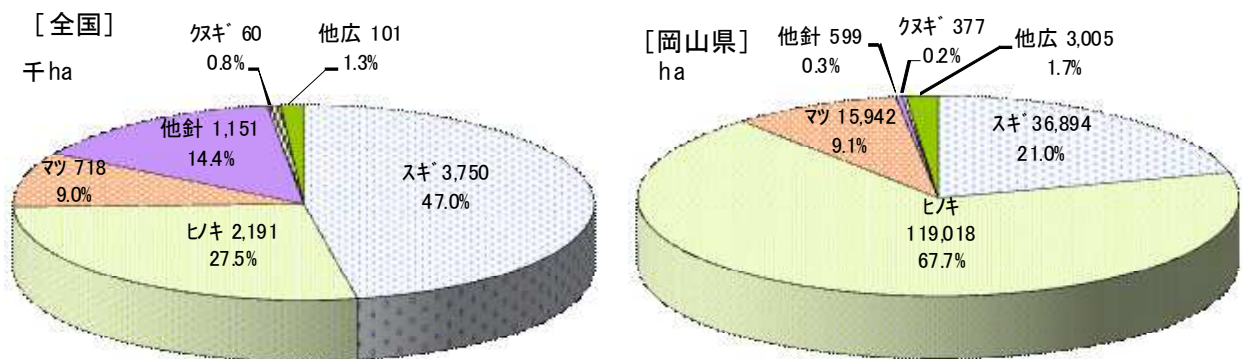
民有林面積44万6千haのうち、39%に相当する17万6千haが人工林である。



(注) 全国は平成19年3月31日現在。岡山県は平成24年3月31日現在。(林政課資料)

### (4) 民有林における人工林の樹種別面積

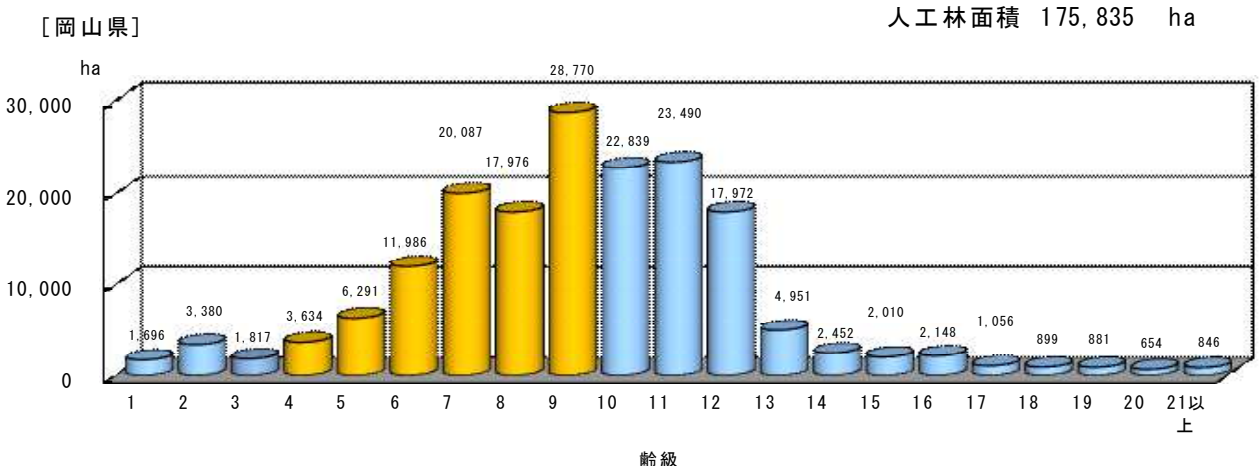
人工林の樹種別面積をみると、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが68%、スギが21%となっており、ヒノキ材の生産地として全国的に知られている。



(注) 全国は平成19年3月31日現在。岡山県は平成24年3月31日現在。(林政課資料)

### (5) 人工林の齢級別面積構成

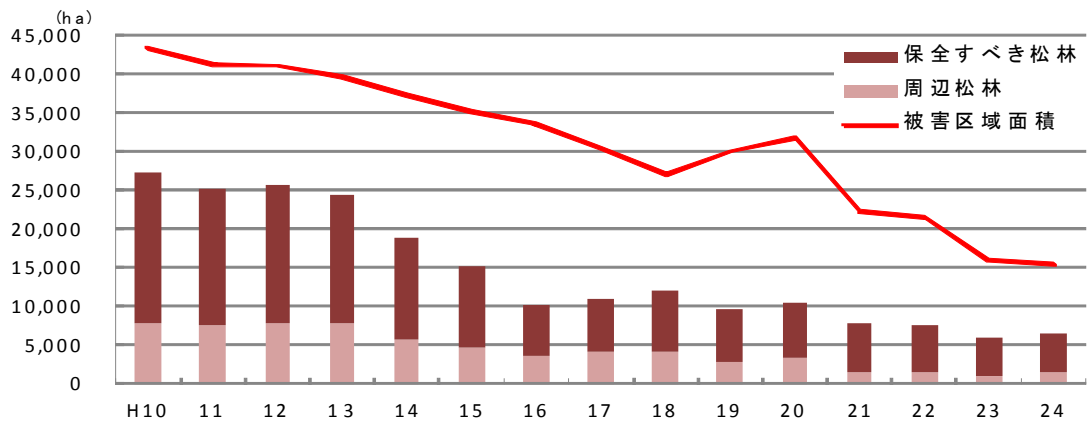
民有林の人工林は、3齢級(15年生以下)の若齢人工林が極端に少なく、7～12齢級(31～60年生)に偏っている。特に、生育途上にある4～9齢級(16～45年生)のスギ、ヒノキ人工林の適切な間伐の実施が大きな課題となっている。



(注) 「齢級」とは、5年を一括りに林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下3齢級、4齢級と称する。(林政課資料)

## (6) 松くい虫被害状況の推移 [岡山県]

近年の松くい虫被害は減少傾向にあるが、保安林等公益的な機能が強く、松林として保全すべき区域を守るためには、周辺松林からの感染防止・樹種転換等を図るとともに、荒廃した松くい虫被害跡地の再生を進めることが課題となっている。



(林政課資料)

## (7) ナラ枯れ被害状況の推移

本県のナラ枯れ被害は、21年度に鳥取県との県境付近で初めて発生し、今後の急速な被害拡大が懸念されている。

※ナラ枯れ：カシノナガクイムシがナラ・カシ類等の幹に穿入し、体に付着した「ナラ菌」を樹木内に多量に持ち込むことにより発生する、樹木の伝染病である。

被害数量：千m<sup>3</sup>、(被害本数)：本

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
岡山県	—	—	—	—	0.1 ( 3)	0.1 ( 81)	0.2 (272)	0.2 (354)
鳥取県	0.3	1.2	1.3	1.8	3.0	6.3	3.5	1.6
島根県	—	0.4	0.7	1.1	2.3	8.4	3.9	2.1
広島県	—	—	0.0	0.0	0.2	2.4	0.9	0.7
山口県	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(林政課資料)

## (8) 里山林の状況

居住地近くに広がり、かつては、薪や落葉の採取など、日常生活に密接な関わりのあった里山林は、生活様式の変化等から利用されなくなり、林内の過密化や竹林の拡大、土砂の流出等による荒廃、有害鳥獣の生息、ダニ媒介の感染症等の問題が顕在化しつつある。こうした中、森林ボランティアグループや地域住民による不用木の伐採や竹林整備など、里山林再生への関心が高まってきている。

### 里山林整備活動の内容

活動内容	不用木伐採	竹林整備	間伐・枝打ち	植樹・下刈り	その他
割合	58%	27%	8%	46%	69%
(団体数)	(15)	(7)	(2)	(12)	(18)

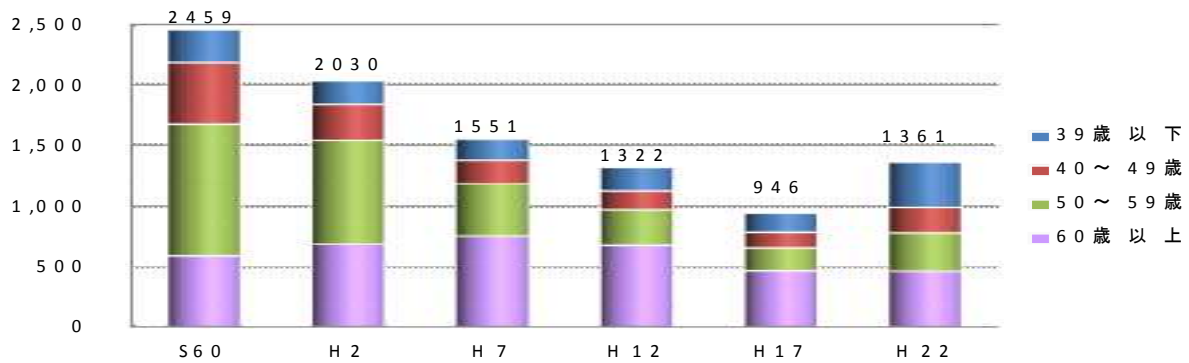
※県内森林ボランティアグループ 26団体を対象に調査 (複数回答可)。

※その他とは、自然観察会や炭焼きなど、森の恵みを楽しむことができる取組。

## 2 林業労働力

### (1) 林業就業者の推移 [岡山県]

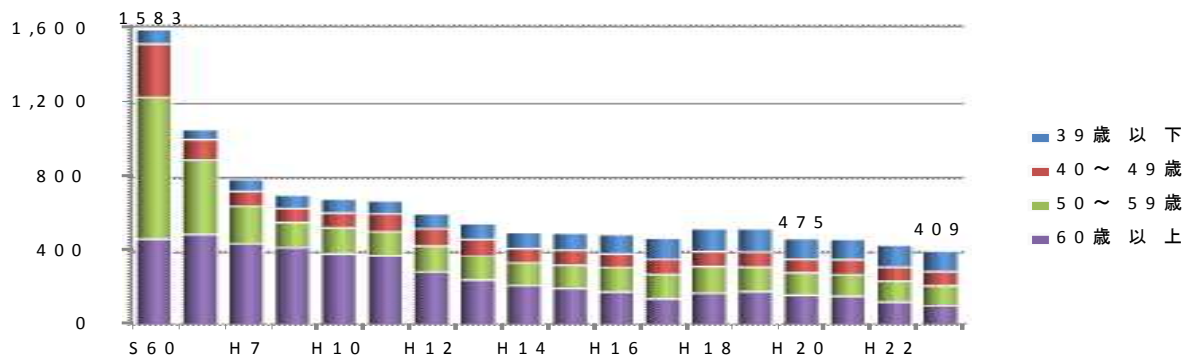
国勢調査による林業就業者数は、一貫して減少傾向で推移してきたが、平成17年から平成22年までの5年間では4.4%増加し、特に39歳以下の若年者率も1.7%から2.7%と10ポイント増加している。



資料：総務省「国勢調査」

### (2) 森林組合雇用労働者（事務員を除く）の推移 [岡山県]

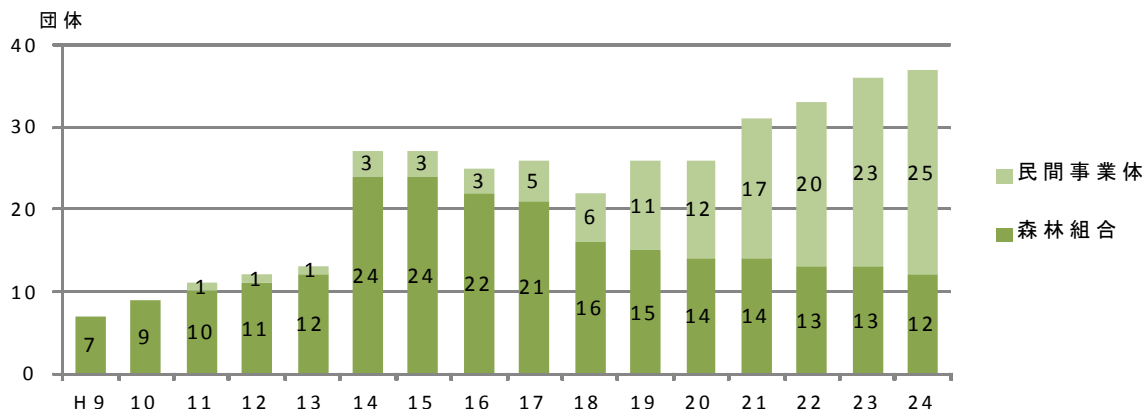
森林整備の主な担い手である森林組合の雇用労働者は、長期的に減少が続いており、平成23年は11組合で409名となっている。



資料：林野庁、岡山県組合指導課

### (3) 認定事業体の推移 [岡山県]

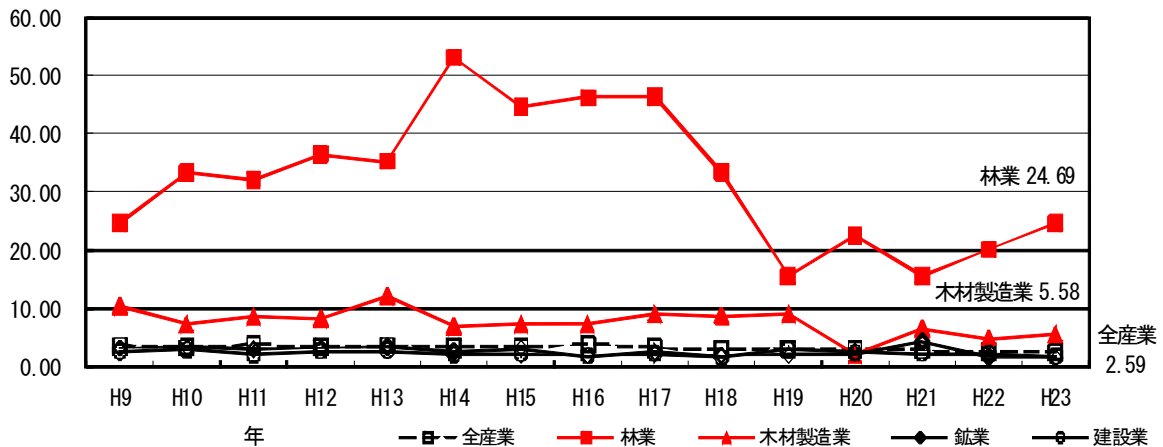
雇用管理の改善や事業の合理化に取り組もうとする、意欲ある林業事業体の数は年々増加し、平成24年度末現在で37事業体となっている（森林組合数の減少は広域合併によるもので、全組合が認定されている）。



(林政課資料)

#### (4) 産業別労働災害の状況（度数率） [全国]

林業労働災害の発生件数は、近年減少傾向にあるが、災害の発生頻度をみると、他産業に比べて格段に高い状況にある。

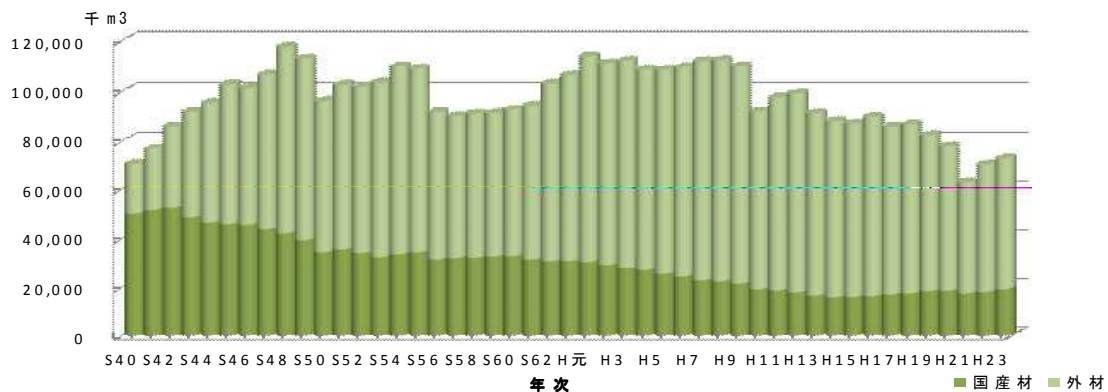


資料：厚生労働省「労働災害動向調査」

### 3 木材需給量の推移

#### (1) 全国

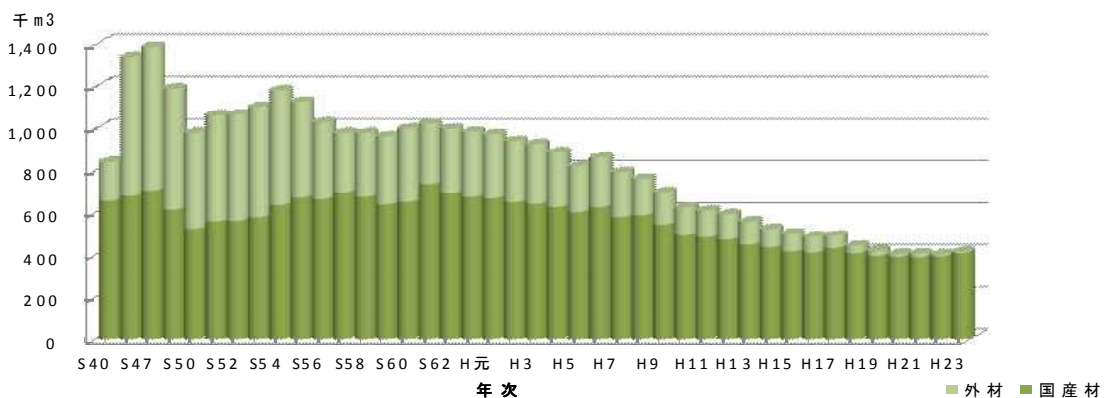
我が国の木材需給量は、平成8年以降減少傾向にある。木材自給率についても、国産材供給の減少と外材輸入の増加により低下を続け、平成11年以降は20%を下回っていたが、平成17年には20%台に回復、平成23年には26.6%となっている。



資料：林野庁「木材需給表」

#### (2) 岡山県

本県の木材需給量をみると、約99%を国産材が占めており、全国有数の国産材加工県となっている。

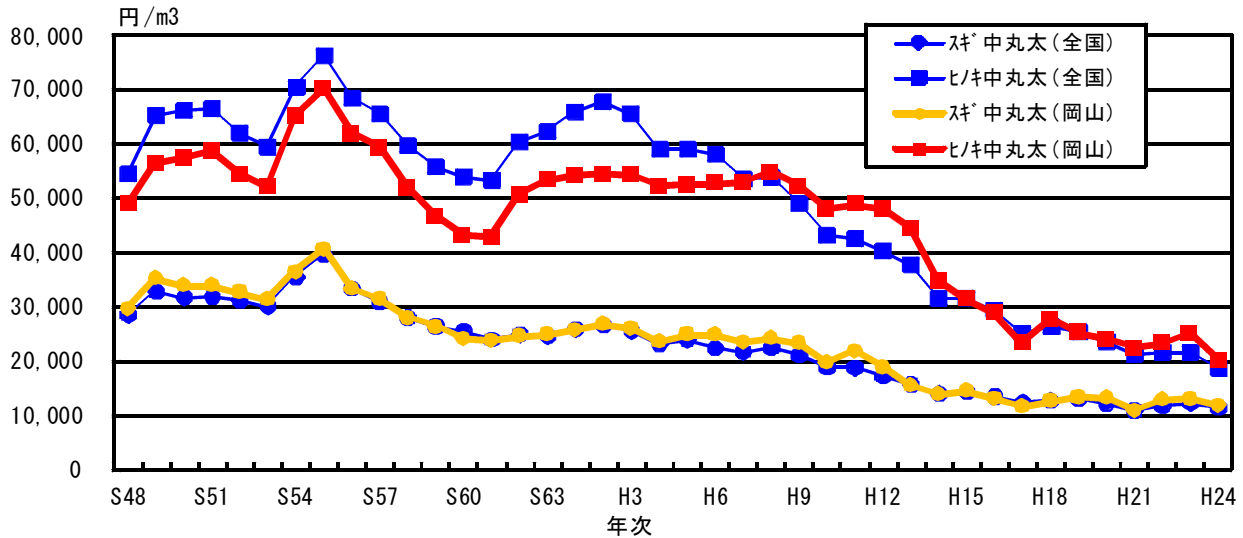


資料：農林水産省「木材統計」

## 4 木材価格の推移

### (1) 素材価格の推移 [全国及び岡山県]

スギ・ヒノキの素材(丸太) 価格は、昭和55年をピークとして長期低落傾向にある。森づくり県民税が創設された平成16年以降も更に低下が続いており、24年の価格はスギ、ヒノキともピーク時の約3割にまで落ち込んでいる。

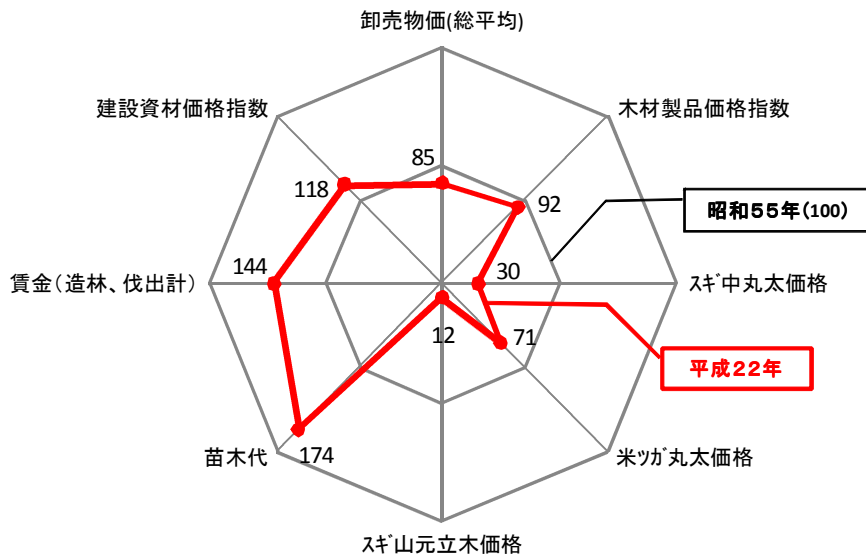


(注) 中丸太：径14～22cm、長3.65～4.0m 資料：農林水産省「木材需給報告書」

## 5 林業経営

### (1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化(昭和55年と平成22年の比較)

賃金や苗木代は上昇する一方、山元立木価格や丸太価格は著しく下落しており、こうした林業採算性の悪化が、森林の適切な管理を阻害する原因となっている。

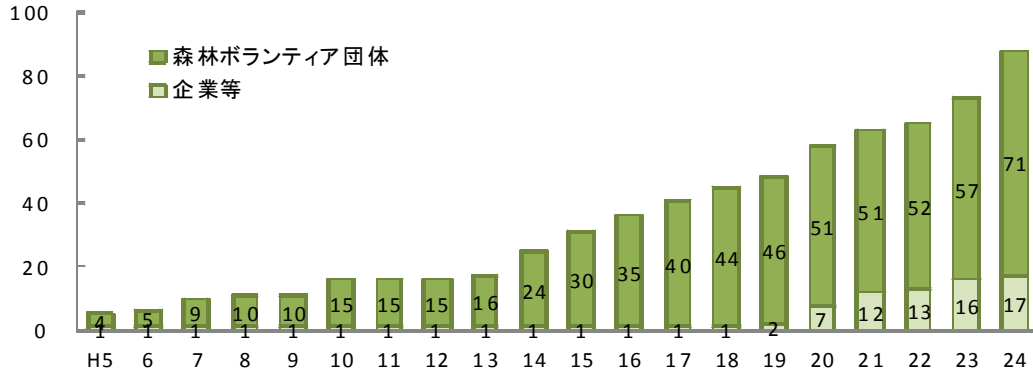


(注) 昭和55年(1980)を100としたときの平成22年(2010)の指数 (資料：林野庁業務資料ほか)

## 6 県民参加の森づくり

### (1) 森林ボランティアグループ数の推移 [岡山県]

これまで県民参加の森づくり運動を推進してきた結果、県内各地域で森林保全活動に自主的に取り組むボランティアグループや企業等が年々増加しており、平成24年には88の団体・企業が活動している。



(林政課資料)

### (2) 森づくりサポートセンターの設置

県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、平成24年6月に設立され、森林ボランティアグループ等の自主的な森林整備等の活動を支援している。

区分	内容
組織名	おかやま森づくりサポートセンター
構成団体	森林ボランティアグループ、森林組合、林業研究グループの39団体（H25.8月現在）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植樹・保育のつどい等の開催</li> <li>○森づくりサポートセンターの登録・派遣</li> <li>○森づくり活動に関する情報の提供</li> <li>○森林ボランティアグループの交流促進</li> <li>○森林活動の相談窓口、資機材の貸出</li> </ul>

## 第5 「おかやま森づくり県民税」の必要性

県土の約70%を占める森林は、水源のかん養や県土の保全など、県民の生活に欠くことのできない公益的機能を有している。しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくく、スギやヒノキの人工林は、間伐など必要な手入れが行き届かない状況にある。また、松くい虫やナラ枯れの被害を受けた森林や、生活様式の変化等から利用されずに放置された居住地近くの森林においても、その大切な機能が十分に発揮されない状況にある。

一方、人々の意識は、快適で安心できる暮らしや、心の豊かさを重視するようになり、快適環境の形成、保健・レクリエーションの場の提供など、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する県民の期待は一層高まっている。

森づくり県民税は、森林の健全性を確保し、より良い姿で未来へと引き継ぐため、こうした森林の恩恵を公平に受けるすべての県民の理解と協力を求め、県民が一体となって本県の森林を支えていく取組を推進することを目的として、平成16年度に導入されたもので、これを貴重な財源として、国の補助事業等と連携しながら、本県の森林保全に欠かせない各種施策に活用され、成果を上げてきたところである。

こうした経緯や、森づくり県民税事業のこれまでの成果、本県の森林・林業における現状と課題を踏まえ、今後の森づくり県民税の必要性について次のとおり整理した。

### 1 公益的機能を高める森づくり

#### (1) 健全な人工林の整備

これまでの森づくり県民税事業の実施により、著しく間伐の遅れた奥地林や放置林の解消を図るとともに、国庫補助事業と連携して間伐事業を加速化させ、森林の持つ公益的機能の早期回復に努めてきたところである。しかしながら、人工林の齢級構成を見ると、16～45年生の間伐対象森林がまだ多く残されており、県の間伐推進計画を着実に達成していくためにも、間伐が進みにくい施業集約化困難地等における継続的な支援が必要である。

また、本県のヒノキ等人工林資源は次第に充実してきているものの、15年生以下の若齢人工林が極端に少なくなっており、林業経営を持続するためには、「伐って（使って）・植えて・育てる」という「林業のサイクル」を循環させることにより、適切に再造林を行い、齢級構成の平準化・若返り化を図る必要がある。

そして、社会問題となっているスギ林の成熟に伴う花粉の大量発生に対処するためにも、少花粉スギ苗木等による再造林に取り組む必要がある。

#### (2) 多様な森づくり

これまで、集落周辺の松くい虫被害地において、枯損した被害木等を伐倒・整理することにより、林内の安全性を確保し、広葉樹等への更新を促進するとともに、道路沿線等で倒木の恐れのある被害木を除去することで、危険箇所の解消に努めてきた。しかしながら、松くい虫被害は依然として広範囲にわたっており、引き続き、松くい虫被害林の健全化を進める必要がある。

一方、県北地域では、ブナ科の樹木が集団枯損するという「ナラ枯れ」被害の拡



大が懸念されており、被害の拡大を防止するとともに、被害を受けやすい高齢の大径木の有効利用が求められている。

さらに、森林所有者が管理を放棄した里山林は、薄暗く荒廃し、有害鳥獣の生息場所になるなど快適な生活環境が失われている。また、近年の短時間強雨により、県中南部の天然林において土砂災害が多発している。このため、災害の発生を防ぎ、安全で快適な生活環境を確保するとともに、人家・農地等周辺の森林における有害野生鳥獣の生息域拡大を防ぐためには、居住地周辺の身近な森林の整備にも力を入れていく必要がある。

## 2 担い手の確保と木材の利用促進

### (1) 優れた担い手の育成・強化

認定事業者が行う職場内研修や安全作業装備等の導入による就労環境の改善等を支援した結果、新規就業者100人が定着し、若い担い手の育成を図ってきた。

生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するためには、引き続き、若者の林業への参入を促進し、低コスト作業システムなど専門的な技術力を有する優れた技術者を育成するとともに、地域林業の中核を担う林業事業者（森林組合と民間事業者）への支援を強化する必要がある。

### (2) 木材の利用促進

多くの県民が利用する公共施設等や学校、福祉施設等の木質化や木製用具の導入等を支援し、県産材の利用を促進するとともに、快適な生活空間を提供してきた。

整備を行った多くの施設関係者が「木材の利用を広く薦めたい」と考えており、他の施設や利用者への波及効果が期待されているところである。

森林資源が次第に充実しつつある中、林業経営の持続を通じた森林の適正な整備を促進するには、県産材の需要拡大が重要であり、公共施設等への県産材利用を更に推進するとともに、本県のヒノキの優れた材質や県内木材加工企業の技術を活かした県産材の国内外への販路拡大を促進する必要がある。

## 3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

### (1) 県民への情報提供

シンポジウムの開催や新聞等での広報、街頭PRなどにより、森林や林業、県民税等に関する情報を発信してきたところであるが、さらに、県民全体でおかやまの森林を守り育てるという意識を高めるため、引き続き、森林の働きや林業の役割の重要性や、県民税の用途について、広く周知を図る必要がある。

このためにも、県ホームページを通じた情報発信、映像等による新教材や法人向け広報資料の作成等、広報・情報発信手段の多様化と充実を図るとともに、県民税事業の実施者が行う現場からの情報発信を促進するなど、効果的なPR等の実施に努める必要がある。

### (2) 森づくり活動の推進

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループや企業による森づくり活動への支援、指導者の養成等を行ってきた結果、県民等による森づくり活動が各地域

で活発となり、森林ボランティアグループ等で構成される「おかやま森づくりサポートセンター」の設立を支援したところである。

今後、森づくり活動を発展させるためには、サポートセンターを拠点とした森林ボランティアグループによる自主的な活動を促進することが重要であり、企業等の森づくり活動への参画や、学校・社会教育等における森林・自然を活用した体験学習への支援を拡充していく必要がある。

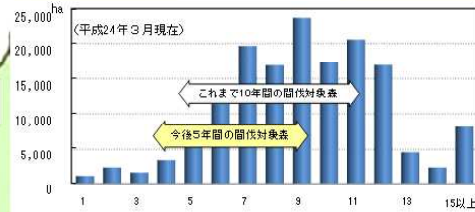
以上のとおり、引き続き、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関するこうした施策が今後とも必要と考えられ、また、森林の恩恵を受けているすべての県民が一体となった取組として推進していくことが重要であることから、「森づくり県民税」を平成26年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

# これからの「おかやまの森林・林業」の取り組むべき課題

～おかやまの森林を県民全体で支えていくために～

## 健全な人工林の整備

スギ・ヒノキ人工林構成



- 継続的な間伐の実施
  - ・施業集約化困難地の間伐促進
  - ・未利用間伐材のバイオマス燃料への利活用
- 再造林による林業経営の持続(花粉症対策等)
  - ・「伐って(使って)・植えて・育てる」林業のサイクルの循環
  - ・スギ花粉対策
  - ・再造林による人工林の若返り化

## 多様な森づくり

- 天然林の保全
  - ・ナラ枯れ被害の拡大防止
  - ・シイタケ原木等への有効利用
  - ・林業に適していけない人工林を針広混交林・広葉樹林に誘導



## 快適な森林環境の創出



- 放置された里山林を整備し、安全で快適な森林環境を確保
  - ・松くい虫被害林の健全化
  - ・荒廃した里山林を整備し、災害の発生を防止するとともに快適な生活環境を確保
  - ・野生鳥獣被害の拡大対策
  - ・自然力を活かした森林の再生
  - ・集落周辺森林の調査による危険性の把握



## 力強い担い手の育成

- 優れた担い手の育成・強化
  - 林業従事者の育成
    - ・若者等の林業への参入を促進
    - ・技術力のある優れた担い手の育成
    - ・安全な職場環境づくりによる就業環境の改善
  - 地域林業の中核を担う林業事業者への支援



## 木材の利用促進

- 公共施設への利用促進と県産材の需要拡大
  - ・公共施設等への県産材による木質・木造化の促進
  - ・材質に優れたヒノキの長所と県内木材加工企業の技術を活かした販路拡大



## 情報提供と森づくり活動

- 森林の働きや林業の役割の重要性等の情報発信の促進
  - ・県ホームページにおける情報の充実
  - ・県民税事業の実施者を通じた広報活動
  - ・学校・社会教育等における啓発促進
- 自然を楽しむ森林ボランティア活動の推進
  - ・おかやま森づくりサポートセンターを拠点とした自主的な森づくり活動の促進
  - ・企業の森林保全活動への支援



この事業には「おかやま森づくり県民税」が活用されています。

## 第6 使途事業の方向性

これまでの事業成果や現状にかんがみ、今後とも、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する事業を実施していくことが適当と考えられる。

なお、具体的な使途事業については、国庫補助事業等との連携を図りつつ、各地域の実情を十分踏まえた上で、施策の必要性や緊急性等を勘案して決定するものとする。

### 〔使途の考え方〕

#### I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 継続的な間伐等の実施により健全な人工林の整備を推進する。
- 「伐って（使って）・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、再造林による林業経営の持続を図り、併せてスギ花粉対策に取り組む。
- 松くい虫被害林の健全化や県北地域等でのナラ枯れ被害対策に取り組む。
- 学校等公共施設や居住地周辺の放置された里山林を整備し、安全で快適な森林環境を創出するとともに、土砂災害の予防や有害野生鳥獣生息域の拡大防止を図る。

#### II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- 生産性の高い魅力ある林業の実現のため、低コスト作業システム等の専門的技術を持つ優れた担い手の育成を図るとともに、地域林業の中核を担う林業事業体を重点的に支援する。
- 県産材の利用促進を通じ、林業経営の持続と森林保全を図るため、公共施設等に積極的に木材を活用するとともに、本県の木材加工技術と優れたヒノキ材の長所を生かして、県産材の需要拡大を図る。

#### III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 県民全体でおかやまの森林を育てるという意識を高めるため、森林の働きや林業の役割の重要性や、森づくり県民税を活用した森林保全事業の取組等について、様々な広報手段を活用し、広く情報を発信するとともに、学校・社会教育で活用できる教材を作成する。
- 「おかやま森づくりサポートセンター」の活動促進、森林ボランティアグループの育成、企業との協働の森づくりの推進、森林活動リーダーの育成等の取組を通じて県民による自主的な森づくり活動を推進する。

## 【施策ごとの推進方向・具体的施策】

### I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

#### 1 健全な人工林の整備

##### (1) 継続的な間伐等の促進

森林の持つ公益的機能を高めるため、国庫補助の対象とならない間伐等や、作業道の開設・補修、経営放棄林の切捨間伐、スギ間伐材搬出への助成を行うとともに、国の造林補助事業で行う切捨間伐への県民税充当を行ってきたが、まだ多くの間伐対象森林があり、「第8期間伐推進5カ年計画」を着実に実行するためにも、継続的な間伐への支援が求められている。

国の造林補助事業では、平成24年度から採択基準が変わり、搬出間伐を主体に、一定規模以上への施業集約化が必須となっている。このため、今後の進め方としては、施業集約化が困難で国庫補助の対象とならない間伐等への助成や、森林所有者等に対する施業実施の働きかけの強化、未利用間伐材を木質バイオマス資源等として活用するための一時的な保管場所となるストックポイント造成などへの助成を重点的に行うとともに、作業道の開設や補修、スギ間伐材搬出経費の助成、造林補助事業で行う切捨間伐への県民税充当を引き続き行う。

##### (2) 再造林による持続的な林業経営の実現

「伐って（使って）・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、持続的な林業経営を実現するため、林業生産に適した人工林では環境に配慮した小面積皆伐等を実施し、再造林による人工林の若返り化を図り、本県の森林資源を均等な年齢構成へと誘導する。また、スギ林の成熟に伴う花粉の大量発生への対策として、少花粉スギ苗木等を使用した再造林を推進するため、採穂園等の整備、植栽モデル林の設置等により、少花粉スギ苗木等の供給体制を整備するものとする。

なお、新規・拡充施策の実施に必要な予算については、間伐については、より緊急性の高い事業へと絞り込むとともに、再造林については、国庫補助事業との連携や、植栽や下刈り作業の省力化・効率化などで対応する。

#### 2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

##### (1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

放置された里山林等においては、松くい虫被害林の健全化、土砂災害の発生防止、快適な生活環境の確保、野生鳥獣被害の防止、ナラ枯れ被害の拡大防止などの多くの課題がある。

このため、引き続き、松くい虫被害木や不用木の除去等により、自然力を活かした跡地更新を促進するほか、ナラ枯れ被害に関しては、被害発生地域で未利用となっている広葉樹をしいたけ原木として利用を促進するなど、病虫害に強く健全な天然林へ誘導する。

また、新たな取組として、薄暗く荒廃した居住地周辺の里山林等を整備し、災害が少なく、開放的で快適な生活環境を創出するとともに、有害野生鳥獣が生息する人家・農地等の周辺森林では緩衝帯の整備を行う。また、学校等公共施設や

集落周辺などの重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性を調査することで、地域住民の安全・安心の確保に努めるものとする。

なお、新規・拡充施策の実施に必要な予算については、各種の事業を、土砂流出防止や生活環境保全など、直接的な効果の大きい居住地や道路等に近い森林を対象を絞り込んで実施することにより対応することとする。

## **(2) 地域における課題に対応した多様な森づくり**

市町村等からの提案による、地域の実情や課題に対応した取組を支援する「市町村提案型森づくり事業」を実施してきたところであり、引き続き、市町村等からの提案による取組を支援するものとする。

## **II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進**

### **1 力強い担い手の育成**

#### **(1) 優れた担い手の育成・強化**

林業事業者による新規就業者の職場内研修や、就労条件の改善、安全作業のための装備・器具等導入などの支援を行ってきたところであり、引き続き、就業希望者への雇用情報の提供、就業に必要な基本的知識・技術習得のための職場内研修等の支援を行うほか、森林施業、作業道開設、高性能林業機械操作、現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することによって、高性能林業機械等によって高度化する林業生産現場に従事することができる、優れた担い手の育成・強化を図る。

#### **(2) 地域林業の中核を担う林業事業者への支援**

木材価格が著しく低迷する中であって、林業の収益性を確保し、森林の整備を促進するためには、現場作業における生産性の向上が不可欠であり、一人ひとりの担い手の技術力の向上とともに、その集合体である林業事業者の育成・強化が求められている。

このためには、各事業者における事業実行力や雇用管理能力等の向上を図る必要があり、今後の進め方として、意欲と実行力を有する林業事業者が行う、施業の集約化や事業量の安定的確保など事業の合理化に向けた取組や、通年雇用の確保、社会保険への加入促進等雇用の安定化と福利厚生改善など雇用条件の改善に向けた取組に対して、重点的・総合的に支援することとする。

なお、これらの拡充施策の実施に必要な予算については、新規就業者の確保・育成を推進する国の「緑の雇用対策」等の事業が充実してきており、この事業との連携を図ることにより対応するものとする。

### **2 木材の利用促進**

#### **(1) 公共施設等への木材利用の促進**

森林の持つ公益的機能を確保するためには、適切な林業生産活動を通じて、森林の整備を図ることが最も効率的であり、木材価格が長期的に下落する中で、県産材の需要を拡大することが重要な課題となっている。

これまで、公共施設等への県産材による内外装等の整備や小学校への机・椅子の導入、木造建築や県産木製品の利用等の展示PR、高校生の提案による、県産材を活用し、ユニバーサルデザインを取り入れた居室の整備等を支援を行ってきた。今後とも、公共建築物等の県産材による木質・木造化の促進を図る必要があり、教育施設や社会福祉施設等の木造化、内装等の木質化、木製品の導入等への支援を行うとともに、公共建築物に加え、民間の建物における木材利用の促進を図るため、集客の見込める民間建築物における県産材を用いた木造・木質化計画の作成支援を行う。

## (2) 県産材の需要拡大

年々充実するヒノキ等人工林資源の販路を拡大するため、国内外展示会への出展や、県産材利用に関する相談等に対応できる県産材サポーター（岡山県木材組合連合会が実施する専門研修を受講し、認定された工務店関係者、設計士及び木材流通関係者等）の養成等を支援するとともに、県内の企業や大学等が行う木質バイオマス利活用技術の実用化等を支援を行ってきたところであり、さらに、材質等に優れたヒノキの長所と県内木材加工企業の技術を生かした県産材の販路拡大の取組を強化する。

このため、高品質なヒノキ製材品等の販路開拓支援や、県産材サポーターの活用を進めるとともに、新たに、県産材製品のモデル実証利用施設や県産材使用工法の提案・展示等、県産材利用を促進するための普及啓発活動を支援する。また、バイオマス資源の活用促進では、引き続き、県内の企業や大学等が行う木質バイオマス利活用技術の実用化等を支援することとする。

## Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

### 1 県民への情報提供

森林の働きや林業の役割、県民税の必要性を広く県民に知らせるため、新聞、ラジオ等による広報、パンフレット等の配布、街頭広報活動、シンポジウムの開催等の取組を実施してきた。今後、県民全体で岡山の森林を守り育てるという意識の一層の高揚を図り、これまで以上に県民に認知していただくため、森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開や、広報・情報発信手段の多様化と充実を図るとともに、県民税事業実施者を通じた情報発信を促進する。

このため、従来のシンポジウムの開催や、新聞・ラジオ等での広報、街頭PR等に加え、県ホームページ、パンフレット、法人向けPR資料を充実させるとともに、森林の働きや林業の役割等を分かりやすく表した映像等の教材を作成し、学校・社会教育等で活用する。

### 2 県民参加による森づくり活動の推進

#### (1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進

森林ボランティアグループ、地域住民、企業等による県民参加の森づくり活動を支援したことにより、平成24年に「おかやま森づくりサポートセンター」が

設立された。

森づくり活動の一層の促進を図るためには、自主的な森林ボランティア活動の発展が重要であり、おかやま森づくりサポートセンターを拠点とした活動の促進、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業等の要請への対応、森林活動を企画・運営できる人材の育成などが求められている。

このため、森づくりサポートセンターによる森林体験活動の開催や情報提供、資機材の貸出等への支援を強化するとともに、企業等による森づくり活動では、活動森林等に関する情報提供、活動プランの作成及び市町村等との協定締結の支援や、二酸化炭素吸収量の県認定による活動促進を図っていく。また、森林活動に必要なイベントの企画・運営、森林施業に係る基礎研修や実践研修のほか、森の恵みを楽しむためのワークショップの開催を通じて、森林ボランティア活動を担う人材の育成に努める。

## **(2) 森林・自然を活用した体験学習を促進**

森林・自然を活用した体験学習を促進するため、みどりの少年隊及び関係者による交流大会の開催を支援してきたところであるが、森林の重要性について一層の理解を深めるため、学校・社会教育等における森林・自然を活用した体験学習への支援を拡充する必要がある。

このため、みどりの大会の開催など、児童・生徒及び保護者等による身近な里山林等での活動を引き続き支援するとともに、市町村や森林・林業関係団体等が企画・実施する都市と山村との交流活動等の取組を促進することとする。



## 第7 税制度のあり方

### 1 課税方式

今回の見直しにおいて税の導入効果を検証した結果、超過課税の目的である森林の保全について効果を上げていることが確認されたところであり、税の本旨に則った税収の活用が図られていると認められる。さらに、本県の課税方式が全国的に普遍性のあるものとなっている状況を踏まえれば、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

### 2 税率

県民税均等割は景気動向に左右されにくい性質を有する税であることから、現行の税率を継続する場合は、現在の人口や法人数が大きく変動しない限り、今後とも年間5億5千万円程度の税収を安定的に確保することができるものと見込まれる。

また、最近の税制改正の動向によれば、消費税率引き上げや個人住民税均等割の税率引き上げなど、今後、県民の税負担の増加が予定されていることや、県内労働者の賃金がさほど上がっていない現況を踏まえれば、税率を引き上げる状況にはないものと考えられる。

一方、第6「使途事業の方向性」で述べたように、今後もこれまでと同様に、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に従いながら、各種の事業を実施していくことが望ましいことから、これらを確実に実施していくためにはこれまでと同程度の財源を確保することが必要である。

以上を勘案し、さらに全国的にみると本県の税率は標準的なものとなっている状況を踏まえれば、引き続き、現在の税率を維持することが妥当である。

### 3 課税期間

森林保全を目的とする本税の導入効果を検証するためには、少なくとも数年間にわたる使途事業の実績を踏まえる必要があると考えられる。また、今後においても継続して実施すべき主要な施策である間伐事業は「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」に基づき実施されることとなる。こうしたことを踏まえると、平成26年度以降の課税期間については、これまでと同様に5年間とすることが適当である。

### 4 制度の周知

この税制の本旨は、すべての県民が税を負担することで、岡山県の森林を保全し、その恵みを県民全体で享受しようというものであり、これを広く県民に理解を求めていく必要がある。

そのためには、税がどのように森づくりに使われ、それがどのように県民に還元されているかを分かりやすい表現で積極的に情報提供し、周知を図っていく必要がある。

例えば、税制をPRするパンフレットやホームページ等については、税の使途や導

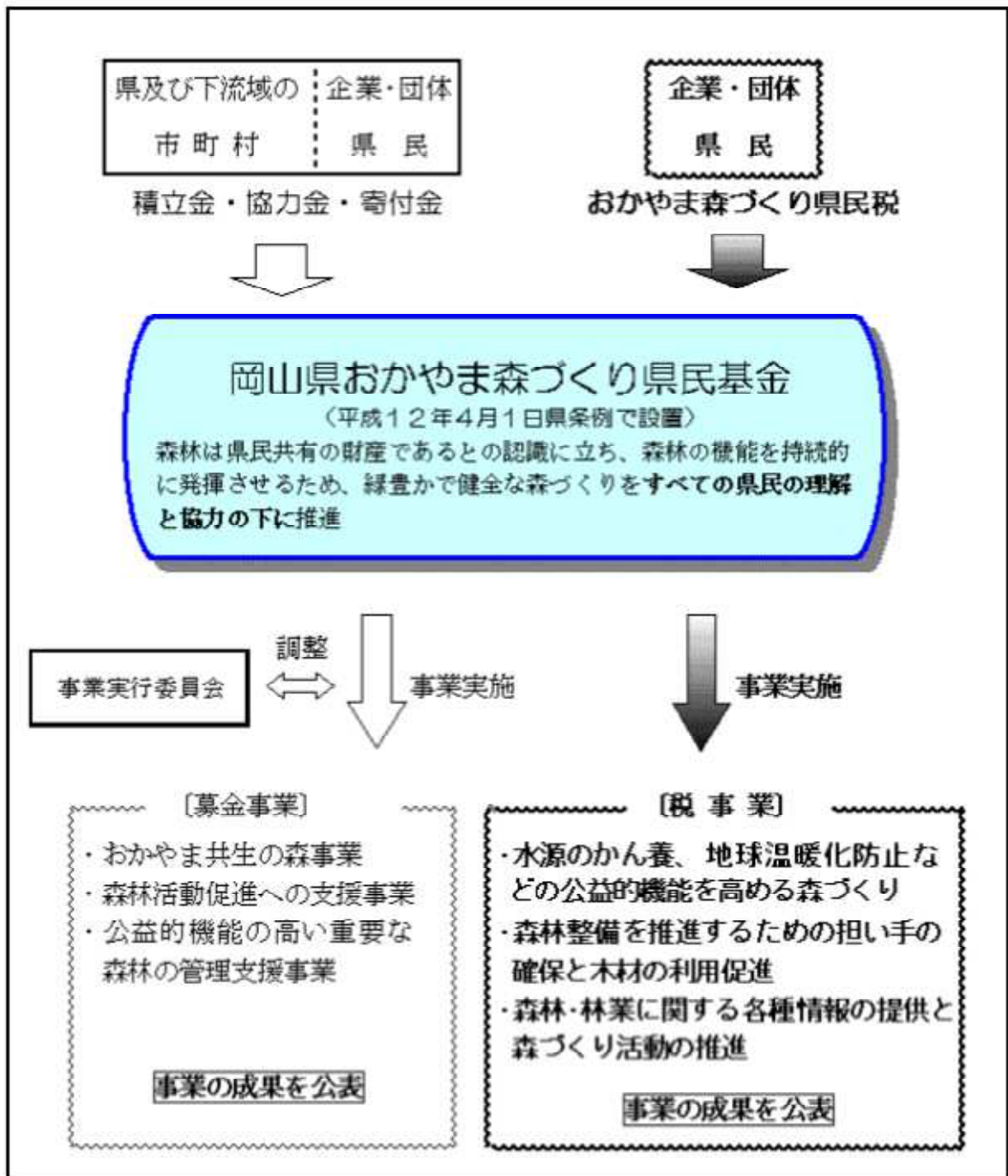
入効果等が県民の視点で分かりやすく伝わるよう改善に努める必要がある。

また、県産材の需要拡大、県民参加の森づくり活動、森林・自然を活用した体験学習、里山林等の整備といった県民にとって身近な使途事業を実施していく中で、税の成果等を広くアピールするように努める必要がある。

## 第8 基金のあり方

おかやま森づくり県民税は、本来は用途が限定されない普通税であるが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であることから、その税収が森林の保全に要する費用に限定して充てられていることを明らかにする必要がある、導入当初から、「おかやま森づくり県民基金」に税収を一旦積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当することにより用途を限定してきたところである。

こうした税制の性格を踏まえれば、今後においても税収の用途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていくことが適当である。





( 資 料 編 )

# 岡山県税制懇話会設置要綱

## (目 的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

## (事 業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

## (委 員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

## (運 営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

## (意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

## (その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この設置要綱は、平成19年4月20日から施行する。

## 岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
岡本輝代志	岡山商科大学学長補佐	会 長
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	学校法人就実学園理事長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
平野 正樹	岡山大学経済学部教授	副会長
晝田 眞三	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長	
豆原 直行	院庄林業株式会社相談役	
山下 広美	岡山県立大学保健福祉学部教授	

# 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成15年12月19日

岡山県条例第 61 号

(趣旨)

第1条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号。次条及び第3条において「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成16年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第40条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、第2条及び前条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金（岡山県おかやま森づくり県民基金条例（平成12年岡山県条例第52号）に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特例)

3 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条



例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第1項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に200円」とする。

4 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第2項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に100円」とする。

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第4項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に300円」とする。

附 則（平成16年条例第36号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第48号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第1条中附則第11条の2の改正規定、附則第11条の2の次に一条を加える改正規定並びに附則第11条の2の2、附則第11条の2の3、附則第11条の3、附則第23条及び附則第24条の改正規定、第2条の規定並びに附則第2項及び第3項の規定 平成18年1月1日

附 則（平成20年条例第39号）  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第38号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

# 岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成12年3月21日

岡山県条例第52号

(設置及び目的)

第1条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成15年岡山県条例第61号)第4条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前2号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第4条において「予算」という。)に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

- 2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## おかやま森づくり県民税導入・見直しの経緯

### 導入までの経緯

- 平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始。
- 平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告。  
水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求める課税方式（法定外目的税）を提示。
- 平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、7月から税制懇話会において再検討を開始。
- 平成15年10月：税制懇話会から知事に報告。  
森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課税方式を提示。
- 平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立。
- 平成16年 4月：同条例を施行（森づくり県民税としてスタート）。  
（鳥取県、島根県、山口県は平成17年度、広島県は19年度に導入）

### 条例施行5年後の検討

- 平成20年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置。
- 平成20年 5月～11月：税制懇話会において、「森づくり県民税」の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証。
- 平成20年11月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告。
- 平成20年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、可決成立した。
- 平成21年 4月：改正条例を施行。  
（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長している。）

## 岡山県税制懇話会審議経過

会 議	年 月 日	主 な 議 題
第1回懇話会	平成25年 6月25日	おかやま森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
第2回懇話会	平成25年 7月22日	おかやま森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
第3回懇話会	平成25年 9月 5日	岡山県税制懇話会報告書（素案）について
第4回懇話会	平成25年10月 9日	岡山県税制懇話会報告書(案)について

# 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況

H25.9.1現在

県名	税の名称（通称）	導入時期	議決時期	課税仕組み			H25税収額 見込み (億円)
				方式	個人	法人	
高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割 超過課税	500円/年	500円/年	1.7
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.6
鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.7
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.0
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.3
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.8
鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.2
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.0
福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	10.7
静岡県	森林（もり）づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.7
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	6.4
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	24.0
奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.6
大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.2
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.9
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.5
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置	H19.4	H17.10	県民税均等割・所得割 超過課税	均等割 300円/年 所得割 0.025%増	なし	39.0
富山県	水の緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5～10%増	3.7
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.6
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.4
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.6
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	16.5
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.3
長野県	長野森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.5
福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	13.3
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.3
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	22.0
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	県民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	15.8
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.8
群馬県	(森林環境税)	H26.4	H25.2	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	—
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.2	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	—

※独自課税を導入した県の多くは5年間の措置としているが、平成15年に導入した高知県は第2期を、平成16～20年度に導入した28県のうち期限設定がなされている27県は第1期を終えて期限を延長。神奈川県は、個人に対して(均等割+所得割)を採用し、法人への上乗せはなし。高知県は、法人に対しては一律500円の上乗せ課税。富山県は、法人に対して、資本金額に応じ5～10%増の課税。

※各県から聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に税務課で作成。

導入済の県の税収合計 268.2億円

## 他 県 の 使 途 事 業 の 状 況

区 分	主 な 事 業 内 容											
	間 伐		森林 の公有化	災害 復旧	伐採 跡地 植栽	再 造 林	担い 手 育 成	木材 利 用	ホ ラ ン テ ィ ア 活 動	里山 林 整 備	情報 発 信 等	そ の 他
	県 単 独	国 庫 活 用										
高知県	○	○						◎	○	◎	○	森林環境教育・シカ被害対策
岡山県	○	◎	—	○			○	○	○	○	○	
鳥取県	○	◎		◎		◎			○	◎	○	里山林整備（竹林・森林景観対策）
島根県	○	—						◎	○	◎	○	荒廃森林整備、県民主体の森づくり
山口県	○								◎	—	○	繁茂竹伐採、アカマツ林整備、海岸林整備
愛媛県	○	◎		—			◎	○	○	○	○	シカ被害対策
熊本県	○		—		○	◎		○	○	○	○	シカ被害対策、木製机椅子購入支援
鹿児島県	○	○		◎	—	◎		○	○	○	○	松食い虫被害対策
岩手県	○						◎	◎	○	◎	◎	
福島県	○	◎			※◎	※◎	◎	○	○	◎	○	※国庫活用、間伐材搬出、路網整備、森林環境学習、市町村交付金、森林文化復興
静岡県	○			○						○	○	
滋賀県	○	◎				◎	◎	◎	○	○	○	庁内提案事業、シカ対策等
兵庫県	※○			※◎	※◎				◎	※○		※防災林整備、野生鳥獣対策、都市緑化
奈良県	○							◎	◎	○	○	森林環境教育、森林とのふれあい推進等
大分県	○	○		◎	○	◎	○	○	○	○	○	
宮崎県	○	◎	◎	◎	○				○	○	○	
山形県	○	◎						○	○	○	○	
神奈川県	○	○	◎				◎		◎		◎	間伐材搬出促進
富山県	○				※◎	※◎		○	○	○	○	風雪被害跡地造林、無花粉杉*植栽
石川県	○	○							○	○	○	侵入竹の除去
和歌山県	○		◎		○			○	○	○	○	
広島県	○							○	◎	○	○	森林病虫害対策、森林体験活動支援
長崎県	○	○						○	○	○	○	
秋田県	—				◎	※◎			○	○	○	※松くい・ナラ枯跡地、ホランティアセンター支援
茨城県	○	○	◎	※◎				○		○	○	※海岸防災林再生、森林体験ほか
栃木県	○	—						◎	○	○	○	人工林野生鳥獣対策、税事業評価
長野県	○	○	※◎				○	◎	◎	○	○	※水源林に限る、間伐材搬出、里山整備
福岡県	○		○		○				○		○	松くい虫被害対策強化
佐賀県	○	◎	※○						○			※市町有林化支援
愛知県	○		○				○	○	○	○	○	
宮城県	○				○		○	○	○	○	○	
山梨県	○	○						○	○	○	○	獣害防除、広葉樹植栽、体験活動支援
岐阜県	○	○	○					○	○	○	○	水環境保全、市町村提案事業
計 33	32	18	9	8	10	8	10	23	31	29	31	

(注) 1 「国庫活用」とは、国庫事業の上乗せ、県義務負担分・所有者負担分への充当  
 2 ◎は5年前調査と比較し、新たに加わった事業、—は対象外となった事業  
 3 愛知県以下は平成21年度以降に制度導入

## おかやま森づくり県民税事業の実績と成果（平成21年度～平成24年度）

平成21年度から平成24年度までの4カ年間で、総額2,156,385千円の事業費により森林保全事業を実施している。

### 1 事業費

(単位：千円)

施策の展開方向 事業名	21年度	22年度	23年度	24年度	4カ年計
<b>水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり</b>	397,711	371,883	382,563	433,003	1,585,160
森林機能強化事業	101,821	102,288	88,622	94,387	387,117
CO <sub>2</sub> 吸収源対策緊急間伐事業	138,000	104,190	130,180	138,000	510,370
造林補助事業（間伐促進）	87,963	87,963	68,208	87,963	332,097
搬出促進事業	9,586	9,600	9,589	9,591	38,366
自然力を活かした森林再生事業	31,841	30,652	48,268	77,781	188,542
被害松林危険箇所解消事業	6,917	10,945	15,937	※ <sup>1</sup>	33,798
市町村提案型森づくり事業	21,584	24,322	20,897	25,280	92,083
森林GIS活用推進事業		1,924	863		2,787
<b>森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進</b>	100,968	101,310	148,372	133,477	484,126
森林保全担い手対策事業	44,032	39,413	※ <sup>1</sup>		83,445
ニューフォレスター育成支援事業			9,410	12,083	21,493
ニューフォレスター創造事業			28,828	24,710	53,538
林業労働安全・安心推進事業			1,613	3,494	5,107
林業担い手確保・育成対策事業			1,869	※ <sup>2</sup>	1,869
おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業	18,250	18,250	48,090	37,926	122,516
木とふれあう快適学習環境づくり事業	27,684	32,168	※ <sup>3</sup>		59,851
おかやまの森林資源活用推進事業	1,133	781			1,914
木質バイオマス利用促進事業		800			800
公共建築物等木材利用促進事業			2,887	1,919	4,806
県産ヒノキ販路拡大等推進事業				12,556	12,556
バイオマスイノベーション創生事業			45,788	30,885	76,673
高校生「県産材活用」UD整備事業	9,869	9,898	9,886	9,904	39,557
<b>森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進</b>	22,114	17,640	21,375	25,970	87,099
おかやま森づくり情報発信事業	7,016	5,446	5,962	4,570	22,994
ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(～H23) 県民が育て楽しむ森づくり推進事業(H24～)	13,913	10,824	14,002	19,660	58,398
みどりの大会開催事業	1,185	1,372	1,411	1,740	5,708
合 計	520,793	490,833	552,309	592,449	2,156,385

※1 森林保全担い手対策事業はH23以降、ニューフォレスター育成支援事業等に細分化して継続。

※2 林業担い手確保・育成対策事業はH24以降、ニューフォレスター育成支援事業に統合して継続。

※3 木とふれあう快適学習環境づくり事業はH24以降、おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業に統合して継続。

(注) 四捨五入のため計が合わない場合がある。

## 2 事業量等

### (1) 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名（事業費）	実施内容	事業量
森林機能強化事業 （387,117千円）	・奥地林等の切捨間伐 ・森づくり作業道整備	2,008ha 189,658m
CO <sub>2</sub> 吸収源対策緊急間伐事業 （510,370千円）	・森林所有者に代わって行う未整備森林の切捨間伐	2,219ha
造林補助事業（間伐促進） （332,097千円）	・造林補助事業への県民税充当（切捨間伐）	8,001ha
搬出促進事業 （38,366千円）	・スギ間伐材の搬出	32,185m <sup>3</sup> （間伐面積545ha）
自然力を活かした森林再生事業 （188,542千円）	・松くい虫過年度被害木等の除去（被害林整備） ・松くい虫被害発生源の除去（伐倒・薬剤処理） ・道路沿線や人家裏等の危険な松くい虫被害木の除去（伐倒・整理） ・荒廃した里山林の再生 ・ナラ枯れ被害木の駆除・有効利用	378ha 6,030m <sup>3</sup> 3,116m <sup>3</sup> 6ha 986m <sup>3</sup>
被害松林危険箇所解消事業 （33,798千円）（～H23）	・道路沿線や人家裏等の危険な松くい虫被害木の除去（伐倒・整理）	6,857m <sup>3</sup>
市町村提案型森づくり事業 （92,083千円）	・松くい虫被害木の除去（伐倒・整理） ・松くい虫被害予防（薬剤樹幹注入等） ・ナラ枯れ被害木の駆除・有効利用 ・間伐用林業機械の導入助成 ・林地残材の搬出助成 ・市民参加による森づくり活動	2,298m <sup>3</sup> 7,395本 7m <sup>3</sup> 15台 8,278 t 延65団体
森林GIS活用推進事業 （2,787千円）（H22, 23）	・森林GIS端末導入・活用研修	6台・1回
計	1,585,160千円	

### (2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

事業名（事業費）	実施内容	事業量
森林保全担い手対策事業 （83,445千円）（～H22）	・新規就業者の育成 （ニューフォレスター育成支援事業） ・新規就業者の研修の場の提供 （ニューフォレスター創造事業） ・安全作業のための装備、器具等の導入  ・林業就業者リーダーの養成研修	実27人 （延183人、延39職種） 延43箇所、368ha （延4,630人） 延27事業体 （延455人） 実8人
ニューフォレスター育成支援事業 （21,493千円）（H23～）	・新規就業者の育成  ・林業就業者リーダーの養成研修	実24人 （延122人、37職種） 実5人
ニューフォレスター創造事業 （53,538千円）（H23～）	・新規就業者の研修の場の提供	延43箇所、324ha （延4,395人）
林業労働安全・安心推進事業 （5,107千円）（H23～）	・安全作業のための装備、器具等の導入	延43事業体 （延706人）
林業担い手確保・育成対策事業 （1,869千円）（H23）	・林業就業者リーダーの養成研修	実12人



事業名（事業費）	実 施 内 容	事 業 量
おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業 （ 122,516千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校への県産材製学習机・椅子の導入、助成</li> <li>・公共施設の内外装木質化や県産材を利用したまちづくりの助成</li> </ul>	47校 (1,123組：26m <sup>3</sup> ) 115件：307m <sup>3</sup>
木とふれあう快適学習環境づくり事業 （ 59,851千円 ）（～H22）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校への県産材製学習机・椅子の導入、助成</li> </ul>	105校 (3,025組：70m <sup>3</sup> )
おかやまの森林資源活用推進事業 （ 1,914千円 ）（～H22）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの利用開発、県産材の安定供給体制づくり</li> </ul>	延2団体
木質バイオマス利用促進事業 （ 800千円 ）（H22）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットストーブ等の普及展示</li> </ul>	1団体
公共建築物等木材利用促進事業 （ 4,806千円 ）（H23～）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産木製品の展示PR</li> <li>・公共建築物の県産材利用課題検討活動の助成</li> <li>・公共建築物の木造化計画作成経費の助成</li> </ul>	2回 2件 6件
県産ヒノキ販路拡大等推進事業 （ 12,556千円 ）（H24～）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材関係団体による県産材製品の販路拡大を支援</li> </ul>	1団体
バイオマスイノベーション創生事業 （ 76,673千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材等の未利用木質系バイオマスの利活用研究・開発を支援</li> </ul>	延26件
高校生「県産材活用」UD整備事業 （ 39,557千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生の提案による県産木材を利用したUDに配慮した居室の整備</li> </ul>	4高校 30m <sup>3</sup>
計	484,126千円	

### （3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名（事業費）	実 施 内 容	事 業 量
おかやま森づくり情報発信事業 （ 22,994千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業を考えるシンポジウムの開催</li> <li>・新聞による広報</li> <li>・ホームページへの掲載</li> <li>・パンフレット等の作成・配布</li> <li>・街頭での広報活動</li> <li>・各種イベント等でのパネル展示</li> <li>・「おかやま森の名人」による出前講座</li> <li>・地域で開催されるイベントでのPR</li> </ul>	2回 12回 通年 101,500部 延97回 延1,138日 23回 延28回
ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業（～H23） 県民が育て楽しむ森づくり推進事業（H24～） （ 58,398千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりサポートセンターの設立支援</li> <li>・森づくり指導者の育成</li> <li>・企業と市町村等との森林保全協定の締結</li> <li>・二酸化炭素森林吸収評価認証</li> <li>・植樹のつどい等の開催</li> </ul>	1団体 延214人 10企業・団体 18件 327回、延15,136人
みどりの大会開催事業 （ 5,708千円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの少年隊が一堂に会する県大会の開催</li> </ul>	4回、延 1,900人
計	87,099千円	
合計	2,156,385千円	

（注）事業費は、四捨五入のため計が合わない場合がある。

水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

1 健全な人工林の整備

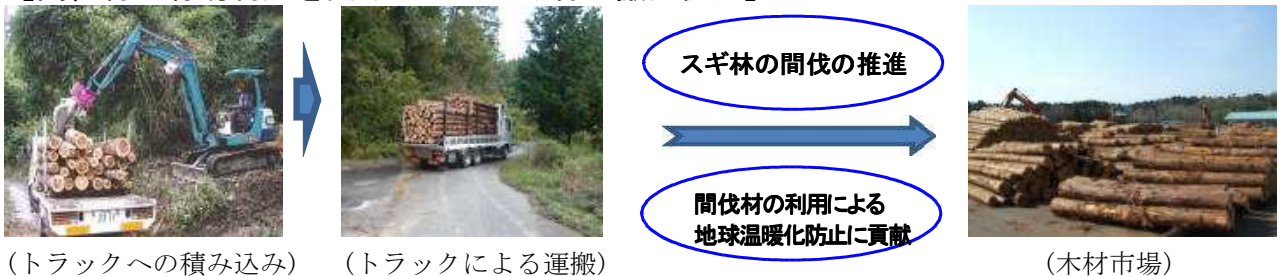
水源のかん養や県土の保全、二酸化炭素の吸収など森林が有する公益的機能をもつための間伐等の実施に対して支援を行い、健全な人工林として12,773haが整備された。

- ・ 奥地林や経営を放棄された森林の切捨間伐(国庫補助対象外) 4,227ha
- ・ スギ間伐材の搬出促進(山から市場まで) 545ha (32,185m<sup>3</sup>)
- ・ 簡易な作業道の開設・補修 189,658m  
(開設173,300m、補修16,358m)
- ・ 国庫補助事業によるスギ・ヒノキ人工林の切捨間伐 8,001ha

【森林の持つ公益的機能をもつ間伐作業】



【間伐材の有効利用を図るためのスギ材の搬出促進】



【間伐作業に必要な作業道の開設】



◇間伐とは◇

人工林が良好に生育するように、混み合っている木を抜き伐る作業で、間伐を実施しない森林では地面に光が届かず草木がなくなり、わずかな降雨により土砂が流出しやすく、土砂災害の危険が高まる。さらに木が過密になると細く弱々しくなり、風や雪による倒木被害を受けやすくなる。

◆事業の成果

○間伐が必要な森林の整備

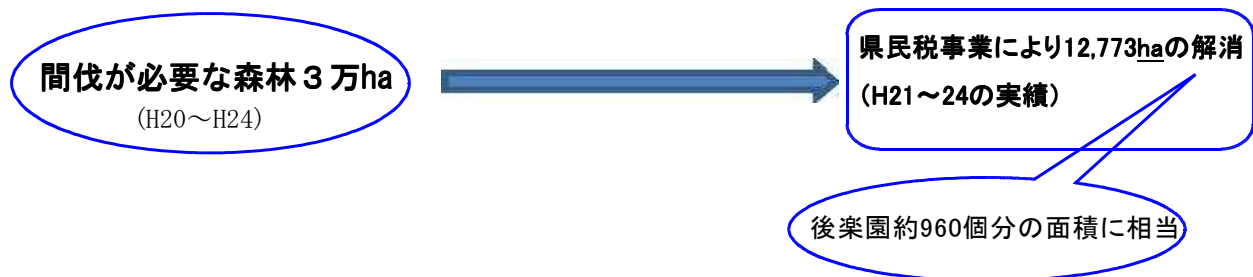
県では森林のもつ公益的機能の持続的発揮を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林を積極的に確保するため、平成20年4月に策定した「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画」に基づき、造林補助事業（国庫補助）や、森林機能強化事業（県民税事業）などにより間伐を推進している。

県民税を活用した間伐実績

単位:ha

区 分	間 伐 実 績				
	H21	H22	H23	H24	計
森林機能強化事業 CO2吸収源対策緊急間伐事業	1,176	1,036	959	1,057	4,227
搬出促進事業	121	123	142	159	545
造林補助事業	2,422	2,333	1,370	1,877	8,001
計	3,719	3,492	2,471	3,092	<b>12,773</b>

※四捨五入のため計は合わない。



○効果額などの試算

この事業により間伐を実施し、健全な人工林が増加することにより森林の持つ公益的機能が高められることになるが、このうち、代表的な公益的機能について、次のとおり効果額などを試算した。

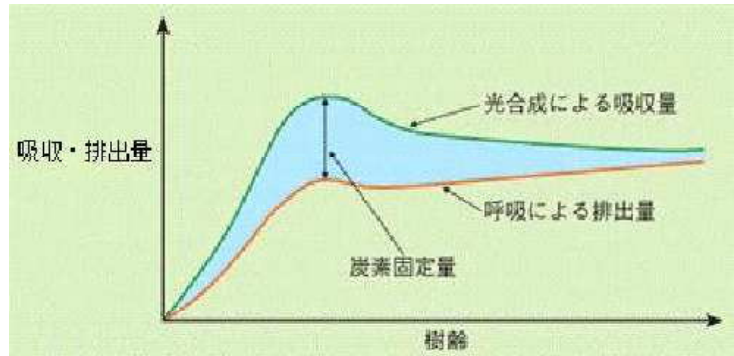
試算方法は、日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）に準拠した。

## ◇二酸化炭素吸収の効果◇

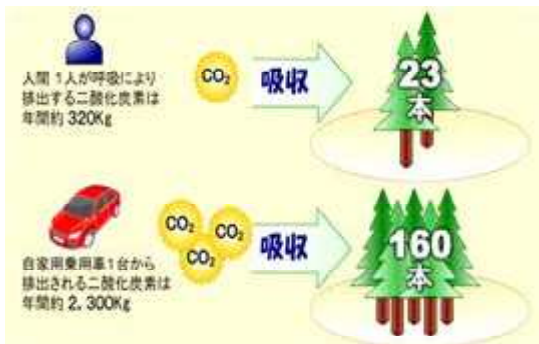
樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄え成長する。その森林が適切に手入れされていることが、二酸化炭素の吸収量を増加させることに直接つながる。



光合成の仕組み (林野庁HPより)



樹木の林齢による二酸化炭素固定量 (林野庁HPより)



身近な二酸化炭素排出量と森林 (スギ人工林) の二酸化炭素吸収量 (林野庁HPより)

- ① 県民税事業により整備された森林の炭素固定量は、約63千二酸化炭素トン
- ② 約19.7万人が呼吸によって排出する二酸化炭素相当量を吸収
- ③ 約2万7千台の自家用自動車が排出する二酸化炭素相当量を吸収
- ④ 二酸化炭素を火力発電所の排煙処理施設で処理するとその費用は約3億8千万円

(整備森林の二酸化炭素吸収効果の試算)

$$\begin{aligned}
 & \cdot 1.35\text{t/ha} \times 1 \quad \times \quad 3.67 \times 2 \quad = \quad 4.95\text{t-Co}_2 \\
 & \cdot 4.95\text{t-Co}_2 \quad \times \quad 12,773\text{ha} \quad = \quad 63,226\text{t-Co}_2 \\
 & \cdot 63,226\text{t-Co}_2 \quad \div \quad 320\text{kg} \times 3 \quad \doteq \quad 19.7\text{万人} \\
 & \cdot 63,226\text{t-Co}_2 \quad \div \quad 2,300\text{kg} \times 4 \quad \doteq \quad 2.7\text{万台} \\
 & \cdot 6,046\text{円/t-Co}_2 \times 5 \quad \times \quad 63,226\text{t-Co}_2 \quad \doteq \quad 382\text{百万円}
 \end{aligned}$$

※1 1ha当たりの炭素吸収量

※2 二酸化炭素の重量に換算係数(CO2分子量/C原子量=44/12)

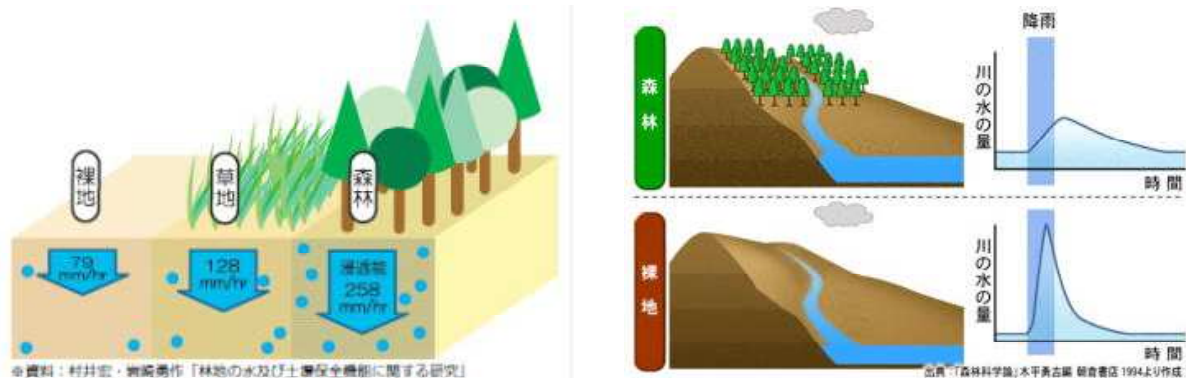
※3 人間1人が呼吸により排出する年間二酸化炭素排出量 (林野庁HP)

※4 自家用車1台の年間二酸化炭素排出量 (林野庁HP)

※5 火力発電所における二酸化炭素回収コスト (H24林野公共事業評価単価)

## ◇緑のダムの効果◇

健全な森林の土壌はスポンジのように隙間がたくさんある構造になっている。このため、森林に降った雨はすぐに川に流れ込まずに地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を防いでいる。



浸透能力の違い

貯水や洪水緩和の機能

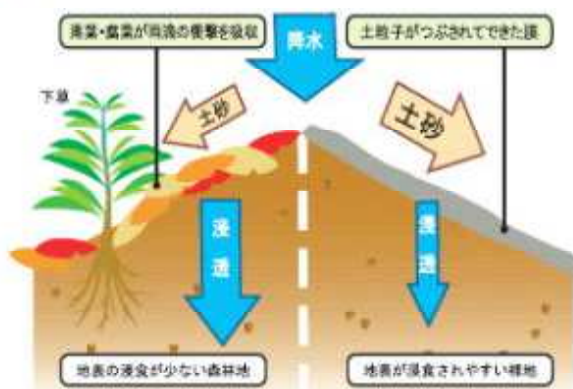
- ① 県民税事業により整備された森林の貯水量は、約40,248百万ℓ
- ② 約37万人が年間使用する生活用水に相当する量を貯水
- ③ 千屋ダム(有効貯水量26,200,000m<sup>3</sup>)の約1.5基分に相当する量を貯水
- ④ この貯水量を貯水ダムで代替した場合、その費用は約13億円の効果  
(整備森林の流域貯水量効果の試算)

- ・ 3,151,000ℓ※6 × 12,773ha ≒ 40,248百万ℓ
  - ・ 40,247,723,000ℓ ÷ 108,770ℓ/人・年※7 ≒ 37.0万人
  - ・ 102千円/ha※8 × 12,773ha ≒ 1,303百万円
- ※6 1ha当たり流域貯水量  
 ※7 1人当たり年間使用量(2008年 国土交通省水資源部調べ)  
 ※8 利水ダムで代替した場合の試算 (H24林野公共事業評価単価)

## ◇土砂流出防止の効果◇

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の流出や崩壊を防いでいる。

### ■地表様子の比較



降雨に伴う土砂流出について

- ①県民税事業で整備した森林の土砂流出防止量は、約303万 $\text{m}^3$
- ②10 t ダンプトラック約57万4千台分の土砂の流出を防止
- ③この防止効果を砂防ダムが担うと、その費用は約175億7千万円  
(整備森林の土砂流出防止効果の試算)

$$\begin{aligned}
 & \cdot 238\text{m}^3/\text{ha} \times 9 \quad \times 12,773\text{ha} \quad = 3,039,974\text{m}^3 \\
 & \cdot 3,039,974\text{m}^3 \quad \div \quad 5.3\text{m}^3 \times 10 \quad \rightleftharpoons \quad 57.4\text{万台} \\
 & \cdot 5,780\text{円}/\text{m}^3 \times 11 \quad \times 3,039,974\text{m}^3 \quad \rightleftharpoons \quad 17,571\text{百万円} \\
 & \quad \text{※9} \quad 1\text{ha当りの浸食防止量} \\
 & \quad \text{※10} \quad 10\text{tダンプトラック土砂運搬量} \\
 & \quad \text{※11} \quad \text{砂防ダムの建設コストを基に試算 (H24林野公共事業評価単価)}
 \end{aligned}$$

このほかにも洪水緩和機能、水質浄化機能や保健休養・レクリエーション機能など評価できるものがあるが、上述の3機能の評価額だけでとらえても約193億円(4年間)の効果が将来的に継続されることとなる。

## 2 多様な森づくり

### (1) 自然力を活かした森林再生事業、被害松林危険箇所解消事業

松くい虫被害等により公益的機能の低下した森林の早期回復を図るため、自然力を活かした荒廃森林の再生を推進する支援を行った。

#### ○美しいアカマツ林の再生

- ・ 被害林整備 377.90ha (森林再生)
- ・ 伐倒・薬剤処理 6,030.39m<sup>3</sup> (伐倒駆除)
- ・ 伐倒・整理 9,973.26m<sup>3</sup> (被害松林危険箇所解消)

#### ○ナラ枯れ被害の拡大防止

- ・ ナラ枯れ被害の駆除方法の実証 31m<sup>3</sup> (ナラ枯れ対策実証事業)
- ・ しいたけ原木搬出促進 985.65m<sup>3</sup> (広葉樹利用促進)

#### ○荒廃した里山林の再生

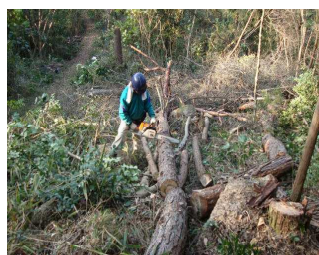
- ・ 不用木の伐倒・切りすかし等 5.96ha

### 【美しいアカマツ林の再生】

#### ○森林再生・伐倒駆除



(松くい虫被害による荒廃で機能が低下した森林)



(松くい虫被害木の伐倒・整理作業)

被害甚大

森林の早期再生



(自然力を活かして広葉樹に樹種転換)

被害軽微

健全な松林の保全



(薬剤処理で松林を保全)

#### ○被害松林危険箇所解消



(道路沿線や人家裏等の倒木の危険性の高い松くい虫被害木)



松くい虫被害木の伐倒・去作業)



安全安心の確保



(危険木を除去し、地域住民の安全安心を確保)

### 【ナラ枯れ被害の拡大防止】

○被害木の駆除



(ナラ枯れ被害木)



(薬剤処理準備作業)



(薬剤処理作業)

ナラ枯れ被害の拡大防止

○広葉樹利用促進



(被害を受ける前の森林)



(被害を受けやすい老齢木を伐倒)



(しいたけ原木の搬出運搬)

### 【荒廃した里山林の再生】

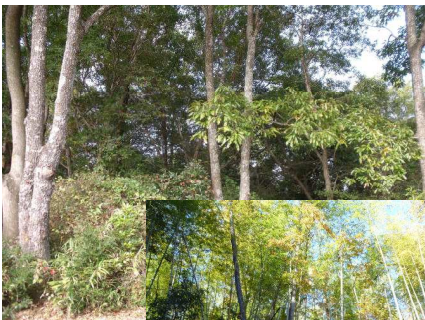


(有害鳥獣の隠れがとなっている森林)



(見通しをよくする緩衝帯整備)

鳥獣害の軽減



(竹の侵入等で機能が低下している森林)



森林とのふれあいの場として利用



(不用木及び侵入竹の伐倒で再生)



## (2) 市町村提案型森づくり事業

地域の独自性と創意工夫による多様な森づくりを促進するため、市町村等の提案による地域の実情、課題に対応した森林保全に関する取組を支援した。

(地域の独自性と創意工夫の視点)

### ・ 地域に根ざしたきめ細かい森林整備



(間伐用小型林業機械の導入)

### ・ 地域の森林整備に対する意識啓発



(市民参加による森づくり活動)

### ・ 地域の大切な森林の保全活動 (丁寧な森林病虫害防除対策や被害木活用の模索)



(松くい虫予防薬剤の樹幹注入)



(松林の林内整理)

### ・ 地域の木質バイオマスの有効利用



(林地残材の搬出助成)



(ナラ枯れ被害木の搬出・炭化実証)

### ◆事業の成果

- ・ 本事業により、既存の事業では実施や採択が困難であった小規模事業やモデル事業が市町村単位で提案され、地域の実情に応じたきめ細かい森林保全施策が実施された。

◆事業実績

区 分	件数	市町村等	実績概要
間伐用林業機械の導入	7 件	新見市外 2 団体	グラップル装置等15台導入
松くい虫被害予防	30 件	倉敷市外 6 市 2 町	マツ7,438本の薬剤樹幹注入等
松くい虫被害木の除去	15 件	岡山市外 8 市 2 町	被害木2,271m <sup>3</sup> の伐倒・整理
ナラ枯れ被害木の駆除・有効利用	1 件	鏡野町	被害木7m <sup>3</sup> の搬出、炭化実証
林地残材の搬出助成	2 件	新見市	スギ・ヒノキ8,278 tを加工流通施設へ搬出
市民参加による森づくり活動	6 件	浅口市外 1 市 1 町	65団体の活動支援
計	61 件	岡山市外10市 4 町 2 団体	

(年度別提案件数)

区 分	H21	H22	H23	H24	計
間伐用林業機械の導入	2 件	3 件	1 件	1 件	7 件
松くい虫被害予防	7 件	6 件	9 件	8 件	30 件
松くい虫被害木の除去	2 件	8 件	2 件	3 件	15 件
ナラ枯れ被害木の駆除・有効利用			1 件		1 件
林地残材の搬出助成			1 件	1 件	2 件
市民参加による森づくり活動			3 件	3 件	6 件
計	11 件	17 件	17 件	16 件	61 件

### (3) 森林GIS活用推進事業

森林簿、森林計画図、航空写真等の森林・林業に関するデータを、一元的・継続的に管理できる森林GISシステムの運用を平成22年度から開始した。

手遅れ林分の解消などの適切な森林管理により、森林のもつ公益的機能の発揮を図っていくため、間伐等森林施業の団地化・集約化に向けて、本システムの活用・導入を促進した。

#### ○平成22年度

- ・操作研修会の開催 年2回（延べ68人受講）
- ・システムを搭載したパソコンの購入 6台

#### ○平成23年度

- ・操作研修会の開催 年6回（延べ77人受講）
- ・ライセンスの追加 5台
- ・森林GIS導入市町村等のデータ調整 6団体



森林GIS操作研修会

### ◆事業の成果

- 研修の開催により、森林GISの操作方法の習得はもとより、GIS画面上でコンパス測量成果の搭載による森林施業管理や、山腹傾斜毎の色分けによる作業路網の線形検討が提案され、GIS機能の追加による業務の改善を推進している。
- ライセンスの追加により、使用時の競合が解消され、市町村が策定する「市町村森林整備計画」や、森林所有者等が策定する「森林経営計画」の樹立指導が、県の各出先機関で随時行えるようになった。
- 森林GIS導入市町村等においては、市町村森林整備計画や森林経営計画の策定を始め、間伐等森林施業の団地化・集約化を促進し、未整備森林の解消など適切な森林管理を行う施策の提案等が行えることとなり、森林の持つ公益的機能の高度な発揮が期待される。
- 森林所有者や一般県民からの森林資源に関する問い合わせにおいて、迅速かつ適切な情報検索が可能となり、県民サービスの向上が図られている。

※GISとは・・・地理情報システム（Geographic Information System）の略。

コンピュータ上で地図と属地情報を効率良く管理し、編集・検索・分析を行うシステムのことで、科学的調査、土地、施設及び道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用されている。

## 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

### 1 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成

森林の適正な整備推進には、担い手の確保が不可欠である。将来の林業を担う林業就業者の育成及び定着化を図るため、新規に労働者を雇用した林業事業体に対して、現場研修経費を支援するとともに、県・市町村が管理する森林利用施設を新規就業者の研修の場として提供し、環境整備等を行った。

また、安全作業のための装備、器具等の導入助成を行い、林業労働の安全・安心の向上を図ったほか、林業労働に必要な専門知識と技能を習得させるための研修を開催し、地域林業の基幹となる優秀な林業作業士を養成した。

#### 森林保全担い手対策事業

（ニューフォレスター育成支援事業、ニューフォレスター創造事業）  
（林業労働安全・安心推進事業、林業就業者リーダー養成研修事業）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	計
林業事業体を実施する新規就業者の現場研修経費に助成	事業体数	21	18	18	19	76
	新規就業者数	(15) 96	(12) 87	(12) 71	(12) 51	(実51人) 延305人
県・市町村が管理する森林利用施設の環境整備等の実施による新規就業者の研修の場の提供	箇所数 整備面積	20箇所 193ha	23 175	21 172	22 152	86箇所 692ha
	整備人数 (のべ数)	2,345人	2,285人	2,468人	1,927	9,025人
安全作業を行うための装備・器具等の導入助成	事業体数	14	13	20	23	70
	導入人数 (のべ数)	192人	263人	362人	344人	1,161人
林業に必要な専門的知と技能を有する優秀な林業作業士の養成	人 数		8人	12人	5人	25人



(ニューフォレスター育成支援事業)



(林業就業者リーダー養成研修事業)

## 2 木材の利用促進

森林の適正な整備と炭素の貯蔵等による地球温暖化防止に貢献するため、県産材・木質バイオマスの幅広い利活用を促進した。

### (1) おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業

公共施設や学校、福祉施設等において、県産木材を使用した床・壁等の内外装や遊具等の整備を支援した。また、観光地や商店街、身近な広場などの公共的な場所に、県産木材を使用した案内板やベンチ等を設置する場合など地域住民等による自主的かつ計画的なまちづくりを支援した。

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	計
公共施設の床・壁等への県産材利用	件 数	11件	22件	32件	29件	94件
	木材使用量	46m <sup>3</sup>	45m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	53m <sup>3</sup>	244m <sup>3</sup>
県産材を使用したまちづくり	件 数	7件	4件	3件	7件	21件
	木材使用量	22m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	24m <sup>3</sup>	63m <sup>3</sup>



(保育所の内装(床)整備)



(小学校の遊具整備)



(県産材を使用した観光案内板の設置)



(県産材を使用した花壇の設置)

### (2) おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業 (木とふれあう快適学習環境づくり事業)

子供や保護者等が木の温もりや香り、肌ざわりなど木の良さを実感できる快適な学習環境を整備するため、県産木材で製作された学童用の机・椅子を市町村(教育委員会)の要望等に応じて小学校へ配置した。

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	計
小学校への学習机・椅子の導入	導入数量(学校数)	1,500組(41校)	1,525組(64校)	707組(29校)	416組(18校)	4,148組(152校)
	木材使用量	35m <sup>3</sup>	35m <sup>3</sup>	16m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	96m <sup>3</sup>

この学童用の机・椅子は、県産ヒノキで製作されており、導入した小学校では、木の持つ感覚が学習環境によいと好評である。



(小学校の県産材製学習机・椅子)

### (3) 公共建築物等木材利用促進事業

公共建築物における木材利用の拡大については、その直接的な効果はもとより、一般建築物等への波及効果を期待しており、木材利用拡大の公共建築物等の県産材を活用した木造化計画の作成や県産材利用上の課題協議・検討等を支援した。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	計
県産木製品、木質バイオマス燃料等の展示PR	/		1回	1回	2回
公共建築物の県産材利用課題検討			1件	1件	2件
公共建築物の木造化計画作成			4件	2件	6件

### (4) 県産ヒノキ販路拡大等推進事業

年々充実してきている県内のヒノキ等人工林資源の需要拡大を図るため、木材関係団体と連携し、海外の展示・商談会への出展や、県産材の利用相談に応じる県産材サポーターの養成など、品質・性能に優れた県産材の販路拡大対策を実施した。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	計
中国・韓国での展示・商談会への出展	/			2回	2回
県産ヒノキを材料とした梁・桁用集成材の試験製造				2件	2件
県産材サポーターの養成				60名	60名

### (5) おかやまの森林資源活用推進事業

地域の林業・木材産業界等が行う木質バイオマスの新たな利用開発、生産から加工・流通に至る県産木材の安定供給体制づくりに向けた検討を支援した。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	計
木質バイオマスの利用開発、県産材の安定供給体制づくり	1団体	1団体	/		延2団体

(6) 木質バイオマス利用促進事業

木質バイオマスは、ペレットストーブ、木質材料・木質バイオマス燃料等の木材に関する普及展示に対し支援した。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	計
木質ペレットストーブ等の普及展示		1団体			1団体

## 木材利用の魅力①

- ❖ 冬期に学校の教室を採暖する場合、木造は鉄筋コンクリートに比べ、室温と床・壁付近の温度差が少なく、体感温度が高くなる。
- ❖ 木材は、柔らかで暖かみのある感触を有するとともに、室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高める等の優れた性質を備えている。

石油ストーブ採暖時の教室周壁面温度

教室	採暖前後	室温※1 (°C)	床 (°C)	壁 (°C)
木造	前	12.0	12.0	12.5
	後※2	18.5	18.0	18.0
RC造	前	12.0	12.0	10.5
	後	22.5	14.5	12.5

※1: 床上1mの気温  
 ※2: 採暖後2時間経過時点

出典: 早わかり木の学校 (文部科学省)  
 (橋田純洋: 木造校舎と鉄筋コンクリート造校舎の比較による学校・校舎内環境の検討・科研費報告書: 1992)

梅雨時の教室の湿度環境

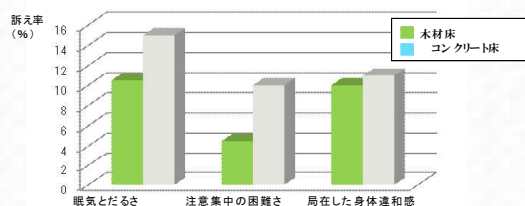
測定箇所	校舎	平均相対湿度 (%)	湿度80%以上の時間割合 (%)
床付近	木造校舎2階	66.9	3.7
	RC造校舎2階	70.0	11.2
1m高さ	木造校舎2階	67.3	11.1
	RC造校舎2階	74.1	34.3

出典: 愛知教育大学 橋田純洋名誉教授  
 「木のまち・木のいえリレーフォーラムイン松本 (2010年1月30日まつもと文化芸術館)」  
 パネルディスカッションでの発表から

## 木材利用の魅力②

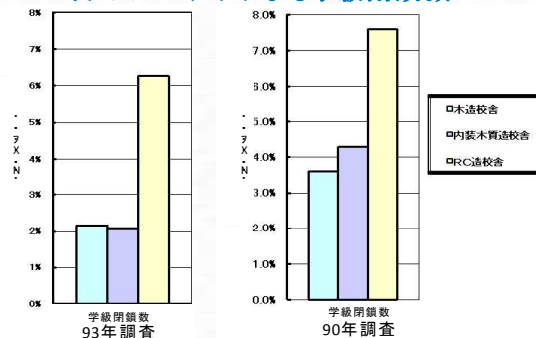
- ❖ 木材床よりコンクリート床で過ごした場合の方が、足下の冷えにより「眠気とだるさ」、「注意集中の困難さ」を訴える場合が多い。
- ❖ 木造校舎又は内装を木質化した場合、鉄筋コンクリート造校舎に比べ、冬期のインフルエンザによる学級閉鎖率が低く、インフルエンザの蔓延が抑制される傾向。

低温環境下における床材質の違いによる自覚症状の比較



出典: 早わかり木の学校 (文部科学省)  
 (天野敦子: 木造校舎の教育環境、住木センター、P41: 2004)

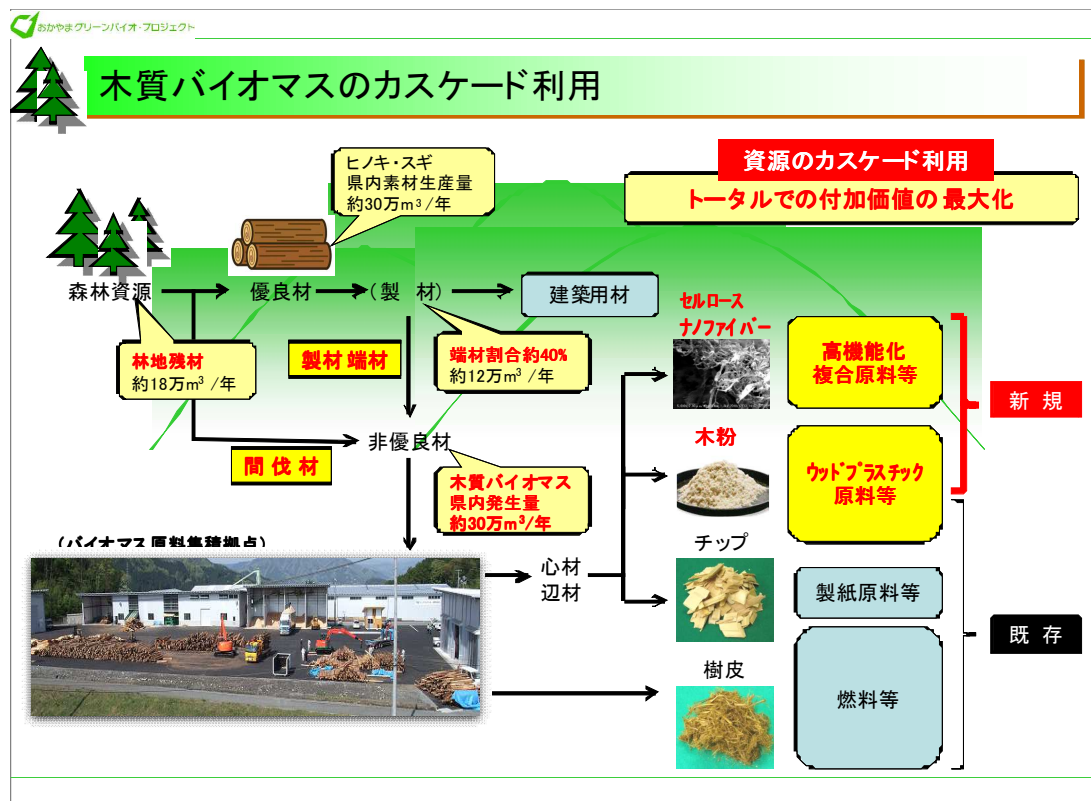
インフルエンザによる学級閉鎖数



出典: 愛知教育大学 橋田純洋名誉教授  
 「木のまち・木のいえリレーフォーラムイン松本 (2010年1月30日まつもと文化芸術館)」パネルディスカッションでの発表から

## (7) バイオマスイノベーション創出事業

未利用間伐材や製材端材等の県内に豊富に存在する木質バイオマスの多角的な利用を促進して需要を掘り起こし、木材用途を住宅・建築分野以外にも日用品や工業製品等に広く展開するため、自動車や情報家電等のメーカーニーズに沿った新素材や新製品の開発を促進した。



この用途拡大のため、県内の企業や大学等が有する有望な木質バイオマス利活用の研究・技術シーズを活かして、研究から実用化まで段階に応じてシームレスに支援し、新たなバイオマス産業創出を図った。

### — 木質バイオマスの利活用技術研究・開発支援

#### (ア) 研究開発テーマ

- ①セルロースナノファイバー複合材料製品化技術研究・開発
- ②木質バイオマス由来高機能材料製品化技術研究・開発

#### (イ) 実施期間

平成26年度まで

#### (ウ) 採択上限額

##### ①研究段階：委託

400万円/件（平成23年度）、200万円/件（平成24年度から）

##### ②実用(商品)化段階：補助(1/2以内)、最長2年1,000万円/件

#### (エ) 採択件数

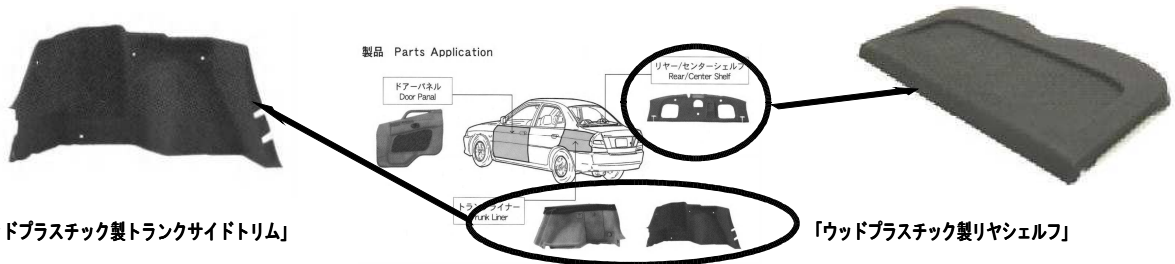
平成23年度：15件、平成24年度：11件)



◆事業の成果

ウッドプラスチック製自動車内装材（リヤシェルフ、トランクサイドトリム等）の商品化

（株）日本ジー・オー・アール、難波プレス工業（株）



「ウッドプラスチック製トランクサイドトリム」

「ウッドプラスチック製リヤシェルフ」

- ・プラスチックに木を混ぜることで、高強度・低価格を実現（木質40～50%）
- ・高剛性・発泡技術を確立し、20%軽量化を実現（特許申請）
- ・軽量化リヤシェルフは、マツダデミオ・三菱ギャランに採用（平成24年度 約8万枚出荷、平成25年度 約9万枚出荷予定）



ウッドプラスチック製流通資材（汎用型パレット）の商品化

（株）ウッドプラスチックテクノロジー



「T11（汎用）型ウッドプラスチック製パレット」

- ・木製のようなトゲ・ササクレがなく積荷への影響を回避でき、プラスチック製に比べるとたわみづらく頑丈で安価（木質50%）
- ・ウッドプラスチックの流動解析技術を確立し、新製品投入に係るコストと時間を大幅削減
- ・冷凍倉庫大手、パレットレンタル大手が採用（平成24年度 約2.5万枚出荷）

ウッドプラスチック製日用品（うちわ、コーム等）の商品化

（株）リプロ、（株）ヒノキ、出光興産（株）、サンヨー化成工業（株）



「ウッドプラスチック材料」



「ウッドプラスチック製うちわ」



「ウッドプラスチック製コーム」

- ・加工しやすいウッドプラスチック材料を開発し、プラスチック製品の一部を木で置き換え（木質～50%）
- ・ウッドプラスチックは加工しにくいという従来の問題点を改善
- ・木材の用途を、需要が減る建築業から製造業に広く展開  
コンテナ等の工業製品へも展開予定（平成25年度）
- ・うちわは、うらじゃ祭りや温泉組合が採用  
くしは、全国のホテルやゴルフ場が採用

## 未利用木質バイオマスを活用した新培地キノコの商品化

浅野産業㈱



「キクラゲ栽培状況」



「乾燥キクラゲ」



- ・従来は商業生産が不可能とされていた針葉樹を培地としたキクラゲ等の生産技術確立
- ・培地の他県産広葉樹木粉部分を、100%県内産針葉樹に置き換えても栽培可能な技術を開発
- ・県内のヒノキ等の針葉樹を培地にしたキクラゲ等を生産
- ・キクラゲ以外のキノコも商品化予定（平成25年度）
- ・キクラゲは、道の駅や病院へ販売開始

その他、平成26年度までの商品化又は量産化技術確立を目指し、開発を進めている。

事業成果	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込
商品化	8件	4件	4件
特許申請	7件	5件	2件

## (8) 高校生「県産材活用」UD整備事業

県産木材を活用し、ユニバーサルデザイン（UD）を取り入れた学校の居室整備を支援し、木材の利用を促進した。

高校生が一日の大半を過ごす生活・学習の場である学校に、木材の持つ温かみや柔らかな感触などの特性を生かした「木の快適空間」の整備を行った。

また、高校生が自ら企画・提案し、設計・施工に参画することを通じて、森林の働きや森林保全の必要性、木材の良さについて理解を深めた。

◆事業実績：4校 木材使用量29.6m<sup>3</sup>



### 【県立津山商業高等学校】

商品実験室の床・壁面に県産木材を使用するとともに、丸太のテーブルや椅子を備え付け、木の香り・温もりが包み込む「潤いの部屋」「なごみの空間」として整備した。



### 【県立玉野高等学校】

物理教室を改修し、県産のスギやヒノキを使ったフローリング、椅子などを備えた「憩いと交流の場」として整備した。入り口にスロープを設けたり、点字ブロック代わりに木目の際立つ浮造仕上げの板を使用した。



### 【県立邑久高等学校】

食堂を交流や学習の場としての多目的スペースとして整備した。

木が持つ本来の「温もり」や「癒し」といった特長を肌で感じてもらうため、入口でスリッパを脱いで、木のフロアを楽しめる部屋とした。



### 【県立矢掛高等学校】

旧ロッカールームを森林や環境に関する情報発信の場として整備した。

地域の方々や他校の生徒と交流をする部屋としても活用。

床に収納できる机を設けたり、車いすでの使用にも配慮した空間とした。

◆事業の流れ

- 1 募集：県立高等学校から提案募集  
 (企画・立案に当たって)  
 外部講師による学習や情報収集  
 (森づくり県民税や県内産木材の現状・流通等調査)  
 校外に出て調査  
 (県内森林状況の把握、間伐等体験、木材会社訪問など)
- 2 発表・選定：プレゼンテーションを行い、実施校選定  
 (学習内容や整備目的の評価)
- 3 設計・施工：設計事務所・施工業者の協力を得て完成



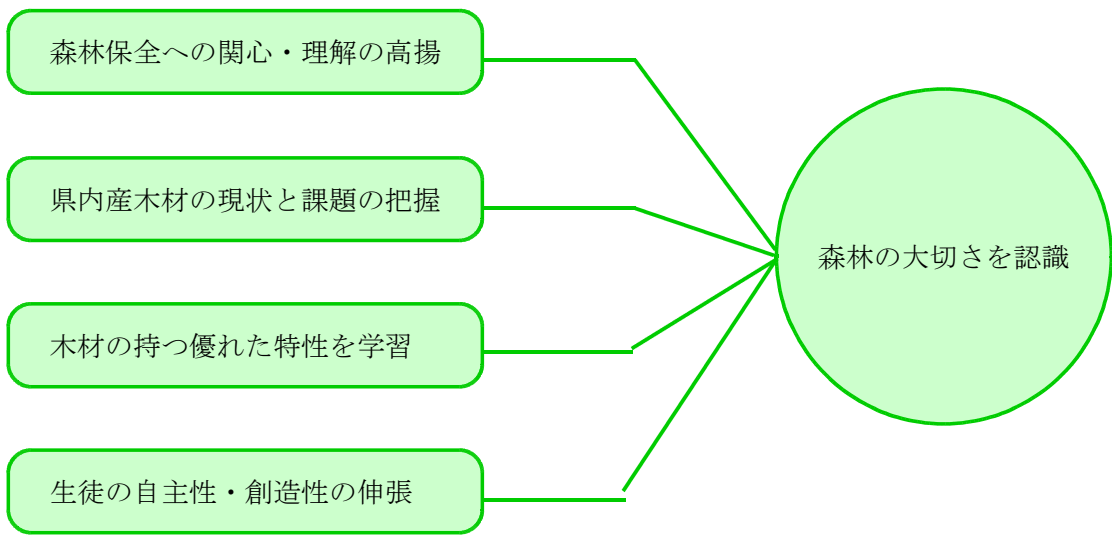
◆事業の成果

- ・ 県産木材の利用を促進した。

木材使用量     29.6 m<sup>3</sup>

UDを取り入れた居室整備  
 φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m<sup>3</sup>)  
**約1,970本使用**

- ・ 高校生自らの企画・提案による「木の快適空間」の整備を通じて、水源涵養や環境保全など森林の役割とその大切さを学んだ。



- ・ この事業を通じて経験したことから、木材の重要性や特性など多くのことを学びました。
- ・ 後輩や地域の方々など多くの人に、県産材をふんだんに使ったこの場所で木に触れてもらい、優しい木の香りを感じてほしい。 (生徒の感想)
- ・ 外が寒くても、県産木材のフロアに日が差し込み、木の温もりのある明るく快適な空間となりました。
- ・ 生徒たちが木材の学習などこの事業に自発的に取り組み、学校の教育活動全体に大変良い影響を与えてくれました。 (先生の感想)

## 1 県民への情報提供等

### (1) おかやま森づくり情報発信事業

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要である。

このため、森林・林業の役割やその重要性、本県の森林・林業の現状と課題、おかやま森づくり県民税を活用して実施する森林保全事業の取組などについて、新聞、テレビ等の各種広報媒体を活用したPRやパンフレットの配布、シンポジウムの開催などにより、県民へ分かりやすく情報提供を行った。

#### ◆事業実績

##### ①各種広報媒体の活用

- ・新聞への広告掲載 12回
- ・林政課ホームページによる広報 通年

##### ②パンフレット等の活用

- ・パンフレットの作成・配布 101,500部
- ・街頭PRの実施 97回
- ・各種イベント会場でのパネル展示 1,138日



新聞への広告掲載



街頭PRの実施



パンフレットの作成・配布

##### ③「おかやま森の名人」出前講座の開催

- ・長年森林・林業に携わっている「森の名人」による出前講座の開催 23回

##### ④地域で開催されるイベントでのPR

- ・地域の森づくり普及啓発事業（市町村へ委託） 28回

##### ⑤「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」の開催

県内2箇所でシンポジウムを開催し、県北津山会場では「森林のはたらきと林業・木材産業の役割」、県南岡山会場では「森林のはたらきと県民参加の森づくり」をテーマに、基調講演、パネルディスカッション等を通して、森林の大切さや森林保全の必要性について広く啓発した。

## おokayamaの森林・林業を考えるシンポジウム【津山会場】

テーマ：「森林のはたらきと林業・木材産業の役割」

日時：平成24年8月4日(土) 13時30分～16時30分

場所：津山市大田 グリーンヒルズ津山「リージョンセンター」

参加者：300名

内容：(1)基調講演

・講師 渚上和之（林野庁木材産業課長）

(2)パネルディスカッション

・コーディネーター 嶋一徹（岡山大学大学院准教授）

・パネリスト 藤原繁（作州かがみの森林組合代表理事組合長）

向井王則（(有)向井林業代表取締役）

長畑州三（豊並樹苗生産組合組合長）

豆原直行（(社)岡山県木材組合連合会会長）



### 〔基調講演〕概要

#### ○ 渚上和之（林野庁木材産業課長）

- ・戦後植えられた人工林の大半は40～50年生の木になったが、近年林業が低迷し、若い木が非常に少ない。現在の木材価格では、伐採しても販売代金が手間賃に消え、伐採後に再植林されない問題も生じている。木材資源を保ったまま使い続けるには、伐ったら植えて、木の年齢構成の均衡を図る必要がある。
- ・森を元気にし、森林の公益的機能を発揮させるには、林業を産業として成り立たせる必要がある。それには価格、品質、供給が安定していなければならない。木材の利用をみんなで手助けしていくことも大事だ。「公共建築物木材利用促進法」が施行され、岡山県では県や市町村が積極的に木造化に努める方針を打ち出した。森林や山村では今一体何が起きているのか、街の人にもっと伝えてほしい。そして、木材が使われている現場では、これからどのような製品が必要となるのか、もっと知ってほしい。

### 〔パネルディスカッション〕発言要旨

テーマ「森林のはたらきと林業・木材産業の役割」

#### ○ 藤原 繁（作州かがみの森林組合代表理事組合長）

- ・林業が経済的に成り立ちにくいからといって森林管理は放棄できない。森林の公益的機能発揮のためには間伐等の人工林の管理が不可欠だ。収支が合わない中、「おokayama森づくり県民税」事業の支援は誠にありがたい。
- ・森の団地化や作業の集約化・機械化を進めて木材生産コストを抑える努力をしよう。

#### ○ 向井王則（(有)向井林業代表取締役）

- ・作業道を整備して小面積皆伐を計画に進め、伐った木は幹も枝葉も搬出、その跡に苗木を植えて次代の森をつくる。それで初めて森林が循環資源だと言える。
- ・伐って植える作業を繰り返すことで、森林の公益的機能を発揮させながら偏った年齢構成を適正にすることができる。若い世代が林業をやりたいと思えるような、見本となる林業を目指したい。

#### ○ 長畑州三（豊並樹苗生産組合組合長）

- ・循環型社会に最も適した循環資源として木材をとらえ、森林の生産と利用を回転させていくべきだ。若い木もあれば古い木もあるのが理想的な森づくり。残す木もあれば伐る木もある。森の新陳代謝を進めていこう。
- ・次代を担う子どもたちに森林・林業について伝えるにはとにかく森へ連れて行くことだ。文章や言葉で説明するよりも、木と触れ合い、五感を研ぎ澄ませて肌で感じさせるのが一番だ。

#### ○ 豆原直行（(社)岡山県木材組合連合会会長）

- ・住宅に国産材を利用しようとの気運が高まっている。大手メーカーはもとより、中小工務店が使いやすい木材を供給するため品質向上に努める。国産材に対する消費者の信頼を取り戻すにはいい木を市場に安定供給しなければならない。

～ コーディネーターまとめ ～

#### ○ 嶋一徹（岡山大学大学院准教授）

- ・我が国の林業は今では間伐が主流だが、今後は計画的な皆伐で木の年齢構成の均衡を図り、資源の質を適正に保つことが大事になる。
- ・木も人もキーワードは「若い世代に引き継ぐ」ということ。植林費用の低コスト化を進め、子どもたちが林業を職業にしたいと思えるような産業にする仕組みを考えていきたい。

## おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム【岡山会場】

テーマ：「森林のはたらきと県民参加の森づくり」

日時：平成24年8月25日(土) 13時30分～16時30分

場所：岡山市北区駅元町 岡山コンベンションセンター

参加者：300名

内容：(1)基調講演

・講師 重松敏則（九州大学名誉教授）

(2)パネルディスカッション

・コーディネーター 千葉喬三（就実学園理事長、前岡山大学学長）

・パネリスト 小見山節夫（おかやま森づくりサポートセンター会長）

星原達雄（前真庭森林組合代表理事組合長）

地職 恵（岡山県自然保護センター主任）

安田年一（(社)岡山県建築士会理事）



### 〔基調講演〕概要

#### ○ 重松敏則（九州大学名誉教授）

- ・森林には環境保全機能、防災機能、生態系の維持機能などがあるが、十分な手入れがされていないとその役割が果たせない。
- ・放置された里山で、自然と触れ合える空間づくりや多様な生物が生活できる環境づくりに市民参加で取り組む意義は大きい。都市住民や若者は農山村生活や農林作業を体験することで農山村への興味が生まれ、心身ともに生き生きする。小学生は友達と協力したり周囲へ配慮する気持ちが芽生え、人としての基本的な力が身につく。農山村住民は都市住民や若者に親近感を持ち、自信を回復できる。
- ・国民参加、県民参加の森づくりは続けることが重要。いつでも誰でも参加できるシステムを構築し、みんなで森づくりに参加してもらいたい。

### 〔パネルディスカッション〕発言要旨

テーマ「森林のはたらきと県民参加の森づくり」

#### ○ 小見山節夫（おかやま森づくりサポートセンター会長）

- ・子どもたちの自然離れが危惧されている。幼少時の自然体験は、将来力強く生きるための原点であると考え、親子での自然体験を推奨している。
- ・私たちの暮らしに様々な恩恵を与えてくれる豊かな森林や四季折々に美しい里山はかけがえのない財産。人工林も里山もよりよい状態で次世代に引き継いでいきたい。

#### ○ 星原達雄（前真庭森林組合代表理事組合長）

- ・県北の人工林に若い木が極端に少ない「森の少子化」を危惧している。いつまでも間伐ばかりでなく小面積の団地を順繰りに皆伐し、伐採後に再度植林して森を育てる必要がある。
- ・林業の循環経営を進めるためには森づくり作業への直接参加も大事だが、県産材を皆さんの地域で循環利用することでおかやまの森づくりを応援していただきたい。

#### ○ 地職 恵（岡山県自然保護センター主任）

- ・里山は長い間人々が利用しつつ守ってきた身近な自然で、暮らしを支える貴重な場所であったが、現在は私たちの暮らしからかけ離れた存在になっている。
- ・自然の仕組の中で人と生き物のつながりを意識し、都市住民も手を差し伸べて方策を考えていかなければならない。

#### ○ 安田年一（(社)岡山県建築士会理事）

- ・おかやまの森の発展のためには県産ヒノキを活用した木造建築技術、林業が産業として自立する仕組、木の良さを知り木を使う新たな文化が運動しなければならない。
- ・子どもたちが自然体験ができる森を整備し、地域の財産として有効に活用しながら情報発信することで「森の文化」をつくっていきたい。

～ コーディネーターまとめ ～

#### ○ 千葉喬三（就実学園理事長、前岡山大学学長）

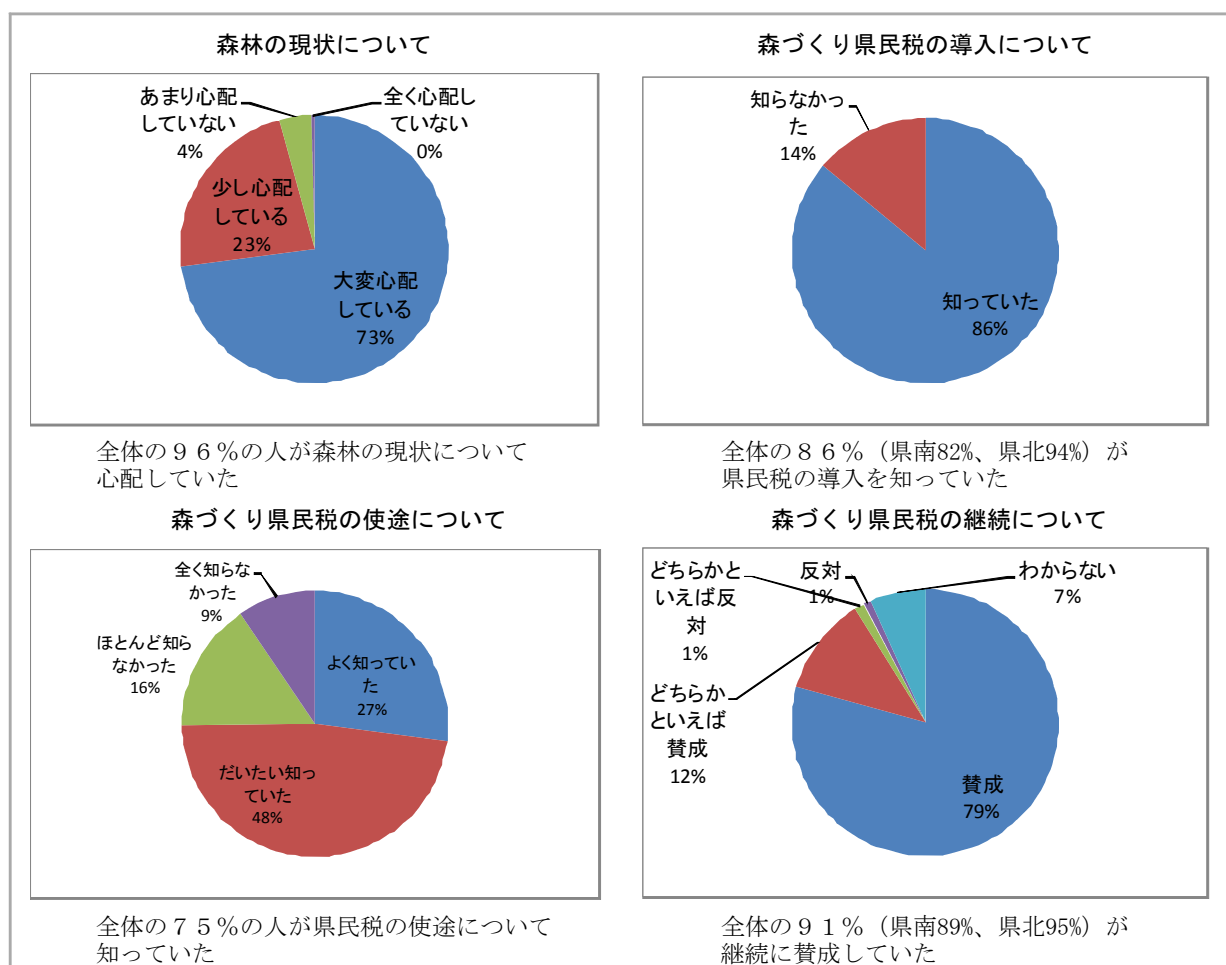
- ・森を生かすため、日頃から森林に対する意識を強く持ってほしい。里山と人工林では同じ森でも抱えている問題が異なり、健全化に向けた様々な取組が考えられる。
- ・異なる立場で問題の本質を見極め、解決に向けた課題を共有していきたい。

## ◆事業の成果

- ・新聞やホームページによる情報発信、JR駅前やショッピングセンター等の街頭や地域で開催されるイベントでのPR、パンフレットの配布、「おかやま森の名人」による出前講座などを通じて、森林・林業の役割や森林保全の取組などについて県民に情報提供。
- ・「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」を県内2カ所で開催し、県北津山会場では「森林のはたらきと林業・木材産業の役割」、県南岡山会場では「森林のはたらきと県民参加の森づくり」をテーマに、基調講演、パネルディスカッション等を通して、森林の大切さや森林保全の必要性について広く啓発。
- ・シンポジウム参加者を対象に森林の現状や森づくり県民税に関するアンケートを実施。

アンケート	津山会場	参加者 300人	回収数 85人 (回収率 28.3%)
回収結果	岡山会場	参加者 300人	回収数 166人 (回収率 55.3%)
	合計	参加者 600人	回収数 251人 (回収率 41.8%)

[アンケート結果]



## ◆森づくり県民税の継続について

**【賛成】**・森の再生が完了するまでは県民の義務。

- ・森の保全に必要なだが、林業振興・ボランティア等の活動を活発にし、将来的には廃止すべき。
- ・公的に経済的支援をしないと、森づくりはますます衰退してしまう。
- ・農村から都市へ移住した人も森林の恩恵を受けており、その対価として支払うべき。
- ・県土の70%が森林であるので、その保全や整備のためには必要だ。
- ・岡山の森づくりには不可欠な財源だから一般的に500円/年は無理のない金額。

**【反対】**・有効に使われているとは思えない。

- ・税金を使うのではなく、山の資源を有効活用し、その利益を活用する。



## 2 森づくりのための人材養成

### (1) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業

#### (県民が育て楽しむ森づくり推進事業)

県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、恩恵を受けている県民が一体となって森づくり活動に取り組むことが必要である。

このため、これまでに養成してきた森林ガイドなどを対象として、グループ活動の自立を目指したリーダー研修や、県民が森の恵みを楽しみながら森づくり活動への参加を促進するワークショップを実施し、地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進した。

#### ○事業実績（平成21年度）

##### 森づくりボランティア育成事業

- ・森林・林業や森林ボランティア活動について関心のある人を対象に「森づくりボランティア指導者育成研修」を実施し、森林ガイドを21名養成した。
- ・これまでに養成してきた森林ガイドを対象に「森林ガイドレベルアップ研修」を行い、県民参加の森づくり活動を担う人材を10名育成した。

#### ○事業実績（平成22～23年度）

##### 森づくり指導者育成事業

- ・森林ガイドの知識・技術のレベルアップを図るため「森林ガイドリーダー研修」を7回（延べ113名参加）実施し、森林施業体験等の指導者を育成した。
- ・森林ガイドやボランティア団体の指導者が、自立して活動できるように、「森林ガイド指導実践研修」を実施し、イベントの企画・運営から安全管理まで、森づくり指導者として実践し得る人材を20名育成した。

#### ○事業実績（平成24年度）

##### フォレストスクール推進事業

- ・森づくり活動への参加希望者を対象として、森の恵みを楽しむために必要な基礎知識を身につけ、体験できる「森づくりワークショップ」を3回実施（延べ34名参加）し、県民参加の森づくり活動を推進した。
- ・森づくりに取り組んでいるボランティアグループ等の指導者を対象として、企画立案、安全管理及び技術指導などの研修を行う「森づくりリーダー研修」を2回実施（延べ16名参加）し、自主的な活動を担う指導者を育成した。

	【初 級】	【中 級】	【上 級】
研修実績	初心者対象。修了者は森林がいに登録	森林ガイド、ボランティア対象のレベルアップ研修	森林ガイド、ボランティア対象のイベント企画運営、安全管理等を含めた研修
平成21年度	21名（3日間）	10名（2日間）	-
平成22年度	-	5回（延べ78名）	11名（5日間）
平成23年度	-	2回（延べ35名）	9名（3日間）
平成24年度	3回（延べ34名）		2回（延べ16名）
備 考	森づくりボランティア育成研修(H21) 森づくりワークショップ(H24)	森林ガイドレベルアップ研修(H21) 森林ガイドリーダー研修(H22～23)	森林ガイド指導実践研修(H22～23) 森づくりリーダー研修(H24)

### ◆事業の成果

- ・ 森づくりボランティア団体の運営・指導の担い手となり得る人材が育成されたことにより、新たな団体の設立や、既存団体の活動の活性化が期待される。
- ・ 研修受講者から、活動を充実させるために活動団体同士のネットワークを求める声があり、「おかやま森づくりサポートセンター」の設立へ発展した。  
今後、研修受講生がセンターへ参加し、県内の森づくり活動が組織的に推進されることが期待される。

森林ガイド指導実践研修



(チェーンソーの操作)

森林ガイドリーダー研修



(ポールハンガーづくり)



(間伐実習)



(杉玉づくり)

森づくりリーダー研修



(間伐実習・選木作業)

森づくりワークショップ



(葉っぱのタペストリー)

### 3 県民の直接参加による森づくり

#### (1) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(県民が育て楽しむ森づくり推進事業)

##### 県民参加の森づくり事業(県民参加の森づくりサポート事業)

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要である。

このため、ボランティア団体や地域住民、企業による森づくり活動への支援や広く県民を対象とした森林体験活動を実施し、県民の直接参加による森づくりを推進した。

##### ・県民参加の森づくり事業

県民総参加による森づくり運動を進めるため、県下の美しい森等で植樹のつどいや保育のつどい等を開催した。

#### ○事業実績(平成21~24年度)

##### ・植樹のつどい等の開催: 294回

参加者数: 12,506人

植樹面積: 7.9ha

植樹本数: 8,174本

保育面積: 34.15ha



植樹のつどい



保育のつどい(枝打ち)

#### ◆事業の成果

- ・県民参加の森づくり運動の推進により、平成24年度までに延べ11万人もの県民が、植樹・保育のつどいに参加し、地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等が育っている。このように、多くの人々が森林体験活動に参加したことにより、広く県民に森林の大切さへの理解が深まったものと評価している。
- ・これまでに県民参加により植樹された面積は約105haで、後樂園の広さ(約13.3ha)の7.8倍に相当するドングリの森を造成したことになる。

## ・県民参加の森づくりサポート事業

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進し、県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、森林ボランティア活動をサポートする新たな仕組みづくりを行うこととし、この推進組織として、各地域の森林ボランティアグループ等により「おかやま森づくりサポートセンター」が設立された。

### 【組織】

- ・組織名 おかやま森づくりサポートセンター  
会長 小見山節夫 氏 (NPO法人フォレストフォーピープル岡山 理事長)
- ・構成団体 森林ボランティアグループ、森林組合、林業研究グループの34団体
- ・設立 平成24年6月7日

### 【業務内容】

#### ○植樹・保育のつどい等の開催

- ・植樹・保育のつどいを会員に委託して実施
- ・会員が参加者を公募して行う森林整備、竹林整備、きのこ栽培、炭焼き、自然観察会など、森づくり活動を支援

#### ○森づくりサポーターの登録・派遣

- ・森づくりの知識・技術を有する指導者を登録し、紹介・派遣

#### ○森づくり活動に関する情報の提供

- ・ホームページ等により植樹のつどい等の参加者を募集、森づくりの知識・技術等の情報を提供

#### ○森林活動の相談窓口

- ・森づくりに関する指導助言を行う相談窓口を3地域（各県民局内の林務団体事務局）に設置

#### ○資機材の貸出

- ・下刈り鎌、鋸、ヘルメット等の資機材の管理・貸出

### ◆事業の成果

- ・おかやま森づくりサポートセンターが設立されたことにより、これまでバラバラに活動していたボランティアグループの交流が促進されるとともに、新たに森づくり活動に取り組む団体が設立されるなど、参加者が森の恵みを楽しみながら森づくりを行う取組が推進されたものと評価している。
- ・活動に取り組む団体は、88団体に増えている。

## (2) みどりの大会開催事業

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てることの大切さを学び、地域の緑化運動の先駆けとなることは、ひいては地域を愛する心豊かな人間に育っていく上でも重要なことである。

この活動の中心となるべく、みどりの少年隊が県下各地で活動しているが、その隊員をはじめとする児童生徒や緑化関係者が一堂に会し、日頃の活動の情報交換や自然観察などの野外体験活動を通じた交流を行い、緑の大切さについて改めて考え、学ぶ機会となるよう、みどりの大会を開催した。

○実績 みどりの大会の開催 4回 延べ参加人数 約1,900人

年度	開催場所	全参加者数	みどりの少年隊
21	井原市 井原リフレッシュ公園	約500人	(12) 208人
22	和気町 自然保護センター	約500人	(12) 206人
23	吉備中央町 きびプラザ	約500人	(13) 260人
24	倉敷市 真備総合公園	約400人	(12) 221人

※みどりの少年隊は全参加者数の内数、( )は隊数。



式典全景



緑化運動ポスターの表彰



みどりの少年隊活動発表



代表者らによる植樹



体験活動(クラフトづくり)



体験活動(自然観察)

### ◆事業の成果

みどりの少年隊をはじめ、県民が参加して、野外体験活動などを通じて自然とふれあい、みどりの大切さやみどりを守り育てていくことの重要性を学ぶ機会となっている。

開催地は県内を巡回させ、毎年異なった環境で多様な体験をすることができることから、みどりの少年隊にとっても普段の活動とは違った経験となる一日で、それぞれの成果を持ち帰り、隊の活力向上にも役立っている。

### (3) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(県民が育て楽しむ森づくり推進事業)

#### 企業との協働の森づくり事業

地球温暖化防止など環境問題への関心の高まりを背景に、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業が増えている。

これらの企業からの要請に対応するため、市町村等と協力して選定した活動対象森林を登録するとともに、活動プランの提示や、森林保全協定の締結に向けた地元と企業との調整、施業技術の指導等の支援体制を整備し、森林保全活動に意欲を有する企業の参画を促進した。

また、これらの活動を支援するため「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」を実施して、企業が整備した森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証した。

#### ◆事業実績(平成21~24年度)

##### ・企業による森林保全活動への支援

活動対象森林の登録：265.48a、40箇所

企業と地元等との森林保全協定の締結：10企業・1団体



事業説明会



森林保全協定の調印式



企業による森づくり活動

##### ・二酸化炭素森林吸収評価認証制度

「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証書」の交付：13件



岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証書の交付

## ◆事業の成果

- ・本事業による企業への支援を通じて、県内10企業・団体が地元市町村及び森林組合等と森林保全活動に関する協定を締結し、森づくり活動に取り組んでいる。

### 「企業との協働の森づくり事業」への参画状況

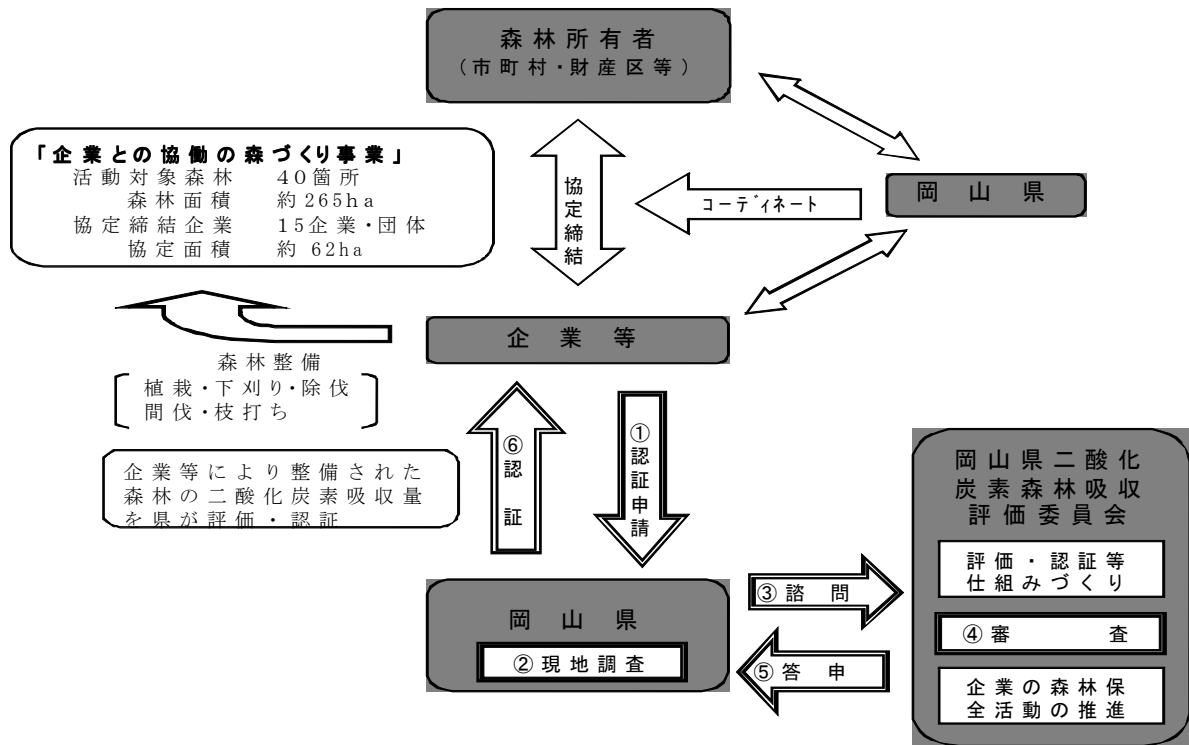
協定締結年度	企業名等	活動場所	活動面積	活動方法等
H2 1	(株)富士通岡山システムエンジニアリング「備前八塔寺の森」	備前市 吉永町 加賀美	0.85ha	社員・家族が直接活動し、植栽や下刈り等を実施、活動準備や片付け等はその都度森林組合へ委託。
	シャープタカヤ電子工業(株)「シャープタカヤ矢掛の森」	矢掛町 矢掛	1.00ha	社員・家族が直接活動し、植栽等を実施、下刈り作業、活動準備や片付け等は森林組合へ委託。
	(株)ハジメ山陽「伊部つながりの森」	備前市 伊部	3.70ha	社員・家族が直接活動し、間伐、枝打ち等を実施。
	住友ゴム工業(株)「住友ゴムGENKIの森」	美作市 上山	1.00ha	社員・家族が直接活動し、植栽や下刈りを実施、地植え等は森林組合へ委託。
	岡山県森林土木建設協会「岡山県森林土木建設協会の森」	津山市 加茂町 他2箇所	17.00ha	森林保全に寄与するため、間伐の費用を津山市へ5年間寄付。
H2 2	立花容器(株)「立花容器の森」	矢掛町 矢掛	0.50ha	社員・家族が直接活動し、植栽、下刈り等を実施。
H2 3	藤森運輸(株)「ふじの森」	倉敷市 菟池	0.96ha	社員・家族が直接活動し、広葉樹の伐りすかしや、遊歩道の整備等を実施。
	丸五ゴム工業(株)「丸五矢掛の森」	矢掛町 矢掛	3.31ha	社員・家族が直接活動し、植栽、下刈り等を実施。
	JX日鉱日石エネルギー(株)「エネオスの森」	高梁市 松山	5.37ha	社員・家族が直接活動し、植栽、下刈り等を実施。
H2 4	タカナン乳業(株)岡山工場「タカナンの森」	高梁市 松山	3.51ha	社員・家族が直接活動し、植栽、下刈り等を実施。
計	10企業・団体		37.20ha	

- ・また、企業が整備した森林による二酸化炭素吸収量を評価・認証し、環境への貢献度を数値化することにより取組への理解が進み、活動が拡大している。

#### ○「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」の概要

対象者	法人格を有する企業の外、知事が適当と認める団体
対象となる森林整備	植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち
認証の区分	実践型（自ら森林整備を行った場合） 支援型（費用・物資の提供、委託による実施の場合）
評価	整備した森林の1年（森林整備を行った時点）当たりの二酸化炭素吸収量を評価する。
二酸化炭素吸収量の算定	気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、蓄積変化法により算定する。
審査	岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会において審査する。
認証書の交付	証書には、対象者、整備年度、森林の所在地、整備内容、整備面積、二酸化炭素吸収量を記載する。 岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会の意見を付す。 証書の発行手数料は、無料とする。
公告・宣伝への利用	認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。

## 岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度の概要



## 二酸化炭素吸収量の認証状況

(単位：t-CO<sub>2</sub>/年)

認証年度	認証企業等	森林の所在地	整備の内容	吸収量
H21	(株)中国銀行	真庭市黒田	植栽 0.50ha	1.82
	(株)ジャコフ・水島製油所	高梁市松山	間伐等 0.98ha	8.99
	(社)津山青年会議所	津山市戸島	間伐 0.20ha	2.38
	(株)クラレ岡山事業所	吉備中央町畷谷	下刈り 0.11ha	0.37
	小計		1.79ha	13.56
H22	(株)中国銀行	真庭市黒田	間伐等 1.00ha	4.98
	シャープ 刈刈電子工業(株)	矢掛町矢掛	植栽 0.30ha	1.19
	(株)ハウジング山陽	備前市伊部	間伐等 0.28ha	3.08
	岡山県森林土木建設協会	津山市加茂町倉見	間伐 3.39ha	17.61
	小計		4.97ha	26.86
H23	(株)中国銀行	真庭市黒田	間伐等 2.00ha	7.78
	シャープ 刈刈電子工業(株)	矢掛町矢掛	植栽等 0.55ha	2.18
	(株)ハウジング山陽	備前市伊部	間伐等 0.46ha	5.06
	岡山県森林土木建設協会	津山市加茂町倉見	間伐 3.03ha	17.02
	立花容器(株)	矢掛町矢掛	植栽 0.10ha	0.39
	小計		6.14ha	32.43
H24	(株)中国銀行	真庭市黒田	間伐等 2.50ha	10.77
	シャープ 刈刈電子工業(株)	矢掛町矢掛	植栽等 0.80ha	3.17
	(株)ハウジング山陽	備前市伊部	間伐等 0.16ha	1.76
	岡山県森林土木建設協会	津山市加茂町知和	間伐 4.76ha	44.92
	立花容器(株)	矢掛町矢掛	植栽等 0.20ha	0.78
	小計		8.42ha	61.40
計	8企業・団体		21.32ha	134.25



(4) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(県民が育て楽しむ森づくり推進事業)

美しい森施設管理支援事業(森づくり活動拠点整備事業)

平成21年度に所在市町に譲渡した各地の美しい森については、県民参加の森づくり活動の拠点として活用されているが、設置から相当の年数を経過しており、施設の消耗と老朽化が進んでいる。

このため、美しい森施設を管理する市町が、利用者等の安全確保、便益改善のために行う施設修繕に対し、支援を行った。

◆事業実績

・長船美しい森ほか7施設(6市町)において施設修繕を支援した。

バンガロー(宿泊施設等)改修(外装塗装、屋根・手すり改修等)、遊歩道修繕(路面整備、階段修繕等)、炊事棟修繕、トイレ改修(UD化等)、遊具修繕、看板修繕など



里庄美しい森(炊事棟)



真備美しい森(看板)

施設名称 (市町)	実施年度と内容			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
長船 (瀬戸内市)		バンガローテラス改修		バンガロー壁板修繕
和気 (和気町)		ビジターセンター・炊事棟塗装	バンガロー塗装	
倉敷 (倉敷市)	案内看板・指導標更新	炊事棟木製枠修繕	台風による崩落土砂の撤去	給水ポンプ、木製階段、遊歩道修繕
真備 (倉敷市)	案内看板・指導標更新、キャンプサイト法面改修	舞台芸術棟屋根改修 遊具修繕	バンガローウッドデッキ修繕 遊歩道補修	遊具、便所床面修繕、遊歩道、駐車場舗装修繕
里庄 (里庄町)	キャンプサイト道路補修、ビジターセンター塗装	キャンプサイト改修	多目的広場整地	給水ポンプ修繕、案内看板更新
高梁 (高梁市)		園内管理道舗装	園内管理道舗装	
勝山 (真庭市)			バンガロー塗装 屋外トイレ修繕	ビジターセンター展望デッキ、手すり修繕

# 「おかやま森づくり県民税」事業（平成25年度）計画

## 1 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

	事業名	充当額 (千円)	実施内容	備考
健全な人工林の整備	森林機能強化事業	130,430	奥地林等の除間伐、下刈り 森づくり作業道開設・補修	670ha 54,675m
	CO <sub>2</sub> 吸収源対策緊急間伐事業	138,000	森林所有者に代わって行う未整備森林の切捨間伐	600ha
	造林補助事業等(間伐促進)	87,963	造林補助事業への県民税充当(切捨間伐)	2,200ha
	搬出促進事業	9,600	スギ間伐材の搬出	間伐面積120ha
				小計(千円) 365,993
多様な森づくり	自然力を活かした森林再生事業	99,930	荒廃した里山林再生 松くい虫過年度被害木等の除去(被害林整備) 松くい虫被害発生源の除去(伐倒・薬剤処理) 道路沿線や人家裏等の危険な松くい虫被害木の除去(伐倒・整理) ナラ枯れ被害拡大防止(広葉樹利用促進) 荒廃森林の緊急調査	7ha 100ha 1,730m <sup>3</sup> 3,100m <sup>3</sup> 5,000m <sup>3</sup>
	市町村提案型森づくり事業	30,000	地域の実情、課題に対応し「森づくり県民税」の趣旨に即した事業に補助	6地域
計				小計(千円) 129,930
		495,923		

## 2 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

	事業名	充当額 (千円)	実施内容	備考
担い手の確保	ニューフォスター育成支援事業	21,318	新規就業者の育成 林業就業者リーダーの養成研修	105人 7人
	ニューフォスター創造事業	29,892	研修の場の提供	173ha
	林業労働安全・安心推進事業	4,392	安全作業のための装備、器具等の導入	68人
				小計(千円) 55,602
木材の利用促進	おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業	62,500	公共施設の内外装等木質化等の助成 小学校への県産材製学習机・椅子の導入、助成	21件 1,000組
	公共建築物等木材利用促進事業	5,440	木造・木質化・県産木材製品利用等の展示PR 公共建築物の県産材利用課題の検討 公共建築物の木造化計画作成	1回 2件 10件
	県産ヒノキ販路拡大等推進事業	15,471	木材関係団体による県産材製品の販路拡大を支援	1団体
	バイオマスイノベーション創生事業	25,000	間伐材等の未利用木質系バイオマスの利活用研究・開発を支援	9件
	高校生「県産材活用」UD整備事業	10,000	高校生提案による県産木材を利用したUDに配慮した居室整備	1校
計				小計(千円) 118,411
		174,013		

## 3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	事業名	充当額 (千円)	実施内容	備考
情報提供	おかやま森づくり情報発信事業	5,997	新聞による広報 パンフレット等の配布 街頭での広報活動 「おかやま森の名人」による出前講座 地域イベントでのPR	3回 26,000部 20回 9回 11回
県民の森づくり	県民が育て楽しむ森づくり推進事業	16,698	森づくり指導者の養成 植樹・保育のつどい等の開催支援 企業と地元等との森林保全協定の締結 二酸化炭素森林吸収評価の認証	20人 90回(延べ3,000人)
	みどりの大会開催事業	2,000	みどりの大会の開催	1回(500人)
計				小計(千円) 18,698
合計		24,695		
合計		694,631		